

新旧対照表

○ 千葉県道路交通法施行細則

新	旧
<p>千葉県道路交通法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年12月20日 公安委員会規則第12号</p>	<p>千葉県道路交通法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年12月20日 公安委員会規則第12号</p>
<p>改正 昭和37年12月14日公安委員会規則第12号 昭和38年10月8日公安委員会規則第8号</p> <p>昭和44年12月20日公安委員会規則第10号 昭和47年3月28日公安委員会規則第2号</p> <p>昭和47年8月18日公安委員会規則第8号 昭和48年6月12日公安委員会規則第8号</p> <p>昭和52年10月28日公安委員会規則第6号 昭和53年12月1日公安委員会規則第13号</p> <p>昭和54年8月17日公安委員会規則第7号 昭和58年3月25日公安委員会規則第8号</p> <p>昭和62年11月6日公安委員会規則第13号 昭和63年2月9日公安委員会規則第2号</p> <p>平成元年3月31日公安委員会規則第1号 平成元年8月18日公安委員会規則第8号</p> <p>平成2年8月31日公安委員会規則第6号 平成2年12月25日公安委員会規則第11号</p> <p>平成3年3月26日公安委員会規則第1号 平成4年3月31日公安委員会規則第7号</p> <p>平成5年3月12日公安委員会規則第1号 平成6年3月29日公安委員会規則第2号</p> <p>平成6年5月10日公安委員会規則第6号 平成6年9月29日公安委員会規則第10号</p> <p>平成7年2月24日公安委員会規則第2号 平成7年3月24日公安委員会規則第5号</p> <p>平成9年4月1日公安委員会規則第3号 平成10年3月31日公安委員会規則第4号</p> <p>平成11年3月30日公安委員会規則第1号 平成12年3月31日公安委員会規則第2号</p>	<p>改正 昭和37年12月14日公安委員会規則第12号 昭和38年10月8日公安委員会規則第8号</p> <p>昭和44年12月20日公安委員会規則第10号 昭和47年3月28日公安委員会規則第2号</p> <p>昭和47年8月18日公安委員会規則第8号 昭和48年6月12日公安委員会規則第8号</p> <p>昭和52年10月28日公安委員会規則第6号 昭和53年12月1日公安委員会規則第13号</p> <p>昭和54年8月17日公安委員会規則第7号 昭和58年3月25日公安委員会規則第8号</p> <p>昭和62年11月6日公安委員会規則第13号 昭和63年2月9日公安委員会規則第2号</p> <p>平成元年3月31日公安委員会規則第1号 平成元年8月18日公安委員会規則第8号</p> <p>平成2年8月31日公安委員会規則第6号 平成2年12月25日公安委員会規則第11号</p> <p>平成3年3月26日公安委員会規則第1号 平成4年3月31日公安委員会規則第7号</p> <p>平成5年3月12日公安委員会規則第1号 平成6年3月29日公安委員会規則第2号</p> <p>平成6年5月10日公安委員会規則第6号 平成6年9月29日公安委員会規則第10号</p> <p>平成7年2月24日公安委員会規則第2号 平成7年3月24日公安委員会規則第5号</p> <p>平成9年4月1日公安委員会規則第3号 平成10年3月31日公安委員会規則第4号</p> <p>平成11年3月30日公安委員会規則第1号 平成12年3月31日公安委員会規則第2号</p>

平成12年8月1日公安委員会規則第8号 平成13年3月30日公安委員会規則第3号
平成14年5月31日公安委員会規則第3号 平成14年11月1日公安委員会規則第9号
平成15年10月21日公安委員会規則第8号 平成15年12月5日公安委員会規則第10号
平成16年3月19日公安委員会規則第1号 平成16年3月30日公安委員会規則第2号
平成16年7月6日公安委員会規則第6号 平成17年3月25日公安委員会規則第1号
平成17年4月1日公安委員会規則第2号 平成17年12月13日公安委員会規則第13号
平成18年2月21日公安委員会規則第2号 平成18年3月17日公安委員会規則第4号
平成18年3月31日公安委員会規則第10号 平成18年5月16日公安委員会規則第11号
平成18年5月30日公安委員会規則第13号 平成18年8月18日公安委員会規則第14号
平成19年3月23日公安委員会規則第4号 平成19年6月1日公安委員会規則第9号
平成19年7月3日公安委員会規則第11号 平成19年8月7日公安委員会規則第13号
平成19年9月28日公安委員会規則第14号 平成20年1月11日公安委員会規則第1号
平成20年3月7日公安委員会規則第2号 平成20年3月28日公安委員会規則第4号
平成20年11月28日公安委員会規則第12号 平成21年1月27日公安委員会規則第1号
平成21年3月23日公安委員会規則第2号 平成21年5月15日公安委員会規則第5号
平成21年5月29日公安委員会規則第6号 平成21年7月17日公安委員会規則第10号
平成22年3月19日公安委員会規則第1号 平成22年3月31日公安委員会規則第2号

平成12年8月1日公安委員会規則第8号 平成13年3月30日公安委員会規則第3号
平成14年5月31日公安委員会規則第3号 平成14年11月1日公安委員会規則第9号
平成15年10月21日公安委員会規則第8号 平成15年12月5日公安委員会規則第10号
平成16年3月19日公安委員会規則第1号 平成16年3月30日公安委員会規則第2号
平成16年7月6日公安委員会規則第6号 平成17年3月25日公安委員会規則第1号
平成17年4月1日公安委員会規則第2号 平成17年12月13日公安委員会規則第13号
平成18年2月21日公安委員会規則第2号 平成18年3月17日公安委員会規則第4号
平成18年3月31日公安委員会規則第10号 平成18年5月16日公安委員会規則第11号
平成18年5月30日公安委員会規則第13号 平成18年8月18日公安委員会規則第14号
平成19年3月23日公安委員会規則第4号 平成19年6月1日公安委員会規則第9号
平成19年7月3日公安委員会規則第11号 平成19年8月7日公安委員会規則第13号
平成19年9月28日公安委員会規則第14号 平成20年1月11日公安委員会規則第1号
平成20年3月7日公安委員会規則第2号 平成20年3月28日公安委員会規則第4号
平成20年11月28日公安委員会規則第12号 平成21年1月27日公安委員会規則第1号
平成21年3月23日公安委員会規則第2号 平成21年5月15日公安委員会規則第5号
平成21年5月29日公安委員会規則第6号 平成21年7月17日公安委員会規則第10号
平成22年3月19日公安委員会規則第1号 平成22年3月31日公安委員会規則第2号

平成23年3月25日公安委員会規則第1号 平成23年11月4日公安委員会規則第10号
平成24年3月16日公安委員会規則第1号 平成24年3月23日公安委員会規則第3号
平成24年6月29日公安委員会規則第7号 平成25年3月29日公安委員会規則第2号
平成25年9月20日公安委員会規則第6号 平成26年3月31日公安委員会規則第2号
平成26年5月30日公安委員会規則第5号 平成26年8月26日公安委員会規則第8号
平成27年2月13日公安委員会規則第2号 平成27年3月31日公安委員会規則第4号
平成27年7月31日公安委員会規則第6号 平成27年12月4日公安委員会規則第9号
平成28年3月31日公安委員会規則第3号 平成29年3月3日公安委員会規則第1号
平成29年3月31日公安委員会規則第2号 平成29年10月17日公安委員会規則第8号
平成30年3月23日公安委員会規則第1号 平成30年6月1日公安委員会規則第7号
平成31年3月29日公安委員会規則第1号 平成31年3月29日公安委員会規則第2号
令和元年7月30日公安委員会規則第1号 令和元年11月29日公安委員会規則第3号
令和元年12月10日公安委員会規則第4号 令和2年3月31日公安委員会規則第3号
令和3年3月31日公安委員会規則第2号 令和3年4月6日公安委員会規則第6号
令和3年5月31日公安委員会規則第7号 令和4年7月8日公安委員会規則第7号
令和4年10月28日公安委員会規則第8号 令和4年12月28日公安委員会規則第10号
令和5年3月31日公安委員会規則第1号 令和5年6月27日公安委員会規則第9号

平成23年3月25日公安委員会規則第1号 平成23年11月4日公安委員会規則第10号
平成24年3月16日公安委員会規則第1号 平成24年3月23日公安委員会規則第3号
平成24年6月29日公安委員会規則第7号 平成25年3月29日公安委員会規則第2号
平成25年9月20日公安委員会規則第6号 平成26年3月31日公安委員会規則第2号
平成26年5月30日公安委員会規則第5号 平成26年8月26日公安委員会規則第8号
平成27年2月13日公安委員会規則第2号 平成27年3月31日公安委員会規則第4号
平成27年7月31日公安委員会規則第6号 平成27年12月4日公安委員会規則第9号
平成28年3月31日公安委員会規則第3号 平成29年3月3日公安委員会規則第1号
平成29年3月31日公安委員会規則第2号 平成29年10月17日公安委員会規則第8号
平成30年3月23日公安委員会規則第1号 平成30年6月1日公安委員会規則第7号
平成31年3月29日公安委員会規則第1号 平成31年3月29日公安委員会規則第2号
令和元年7月30日公安委員会規則第1号 令和元年11月29日公安委員会規則第3号
令和元年12月10日公安委員会規則第4号 令和2年3月31日公安委員会規則第3号
令和3年3月31日公安委員会規則第2号 令和3年4月6日公安委員会規則第6号
令和3年5月31日公安委員会規則第7号 令和4年7月8日公安委員会規則第7号
令和4年10月28日公安委員会規則第8号 令和4年12月28日公安委員会規則第10号
令和5年3月31日公安委員会規則第1号 令和5年6月27日公安委員会規則第9号

千葉県道路交通法施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条の4）
- 第2章 車両の交通方法（第4条—第8条）
- 第3章 運転者の遵守事項（第9条）
- 第3章の2 安全運転管理者等（第9条の2—第9条の6）
- 第4章 道路の使用等（第10条・第11条）
- 第5章 運転免許（第12条—第20条の2）
- 第6章 指定自動車教習所（第21条—第25条の2）
- 第7章 指定講習機関（第26条—第34条）
- 第7章の2 運転免許取得者等教育等（第34条の2・第34条の3）
- 第8章 雑則（第35条—第37条）

附則

- 第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定規則」という。）、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公安委員会に提出する申請書等の経由先等）

第2条 法、令及び施行規則の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を当該申請者等の住所地又は申請等の対象となる当該申請者等の使用に係る施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経て、公安委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 令第13条第1項第1号又は第1号の2に規定する自動車の届出
- (2) 法第59条第2項に規定する牽（けん）引の許可の申請
- (3) 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任又は解任の届

千葉県道路交通法施行細則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条の4）
- 第2章 車両の交通方法（第4条—第8条）
- 第3章 運転者の遵守事項（第9条）
- 第3章の2 安全運転管理者等（第9条の2—第9条の6）
- 第4章 道路の使用等（第10条・第11条）
- 第5章 運転免許（第12条—第20条の2）
- 第6章 指定自動車教習所（第21条—第25条の2）
- 第7章 指定講習機関（第26条—第34条）
- 第7章の2 運転免許取得者等教育等（第34条の2・第34条の3）
- 第8章 雑則（第35条—第37条）

附則

- 第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定規則」という。）、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公安委員会に提出する申請書等の経由先等）

第2条 法、令及び施行規則の規定により千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請又は届出（以下「申請等」という。）を行おうとする者（以下「申請者等」という。）は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を当該申請者等の住所地又は申請等の対象となる当該申請者等の使用に係る施設の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経て、公安委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 令第13条第1項第1号又は第1号の2に規定する自動車の届出
- (2) 法第59条第2項に規定する牽（けん）引の許可の申請
- (3) 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任又は解任の届

出

2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 法第45条の2第1項に規定する普通自動車の届出
- (2) 法第45条の2第2項に規定する高齢運転者等標章の交付の申請
- (3) 法第45条の2第3項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請
- (4) 施行規則第6条の3の5に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出

3 法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、当該高齢運転者等標章を署長を経て公安委員会に返納しなければならない。

4 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、視力（深視力を含む。）が施行規則第23条の表の視力の項に定める基準未満であることを理由として付されるもの（以下「眼鏡等の条件」という。）を除く。）を付されている者が第4号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。

- (1) 法第89条に規定する免許の申請であつて法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に係るもの
- (2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（以下「免許証の記載事項の変更届出」という。）
- (3) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請（以下「免許証の再交付申請」という。）
- (4) 法第101条第1項又は法第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請（以下「免許証の更新申請」という。）（別表第1に掲げる警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者に係る申請にあつては、次に掲げる者の申請に限る。）
 - ア 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）
 - イ 法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者
 - ウ 法第101条の3第1項ただし書に規定する講習を受ける必要がないものとして政令で定める者

出

2 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を署長を経て公安委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 法第45条の2第1項に規定する普通自動車の届出
- (2) 法第45条の2第2項に規定する高齢運転者等標章の交付の申請
- (3) 法第45条の2第3項に規定する高齢運転者等標章の再交付の申請
- (4) 施行規則第6条の3の5に規定する高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出

3 法第45条の2第4項の規定により高齢運転者等標章を返納しようとする者は、当該高齢運転者等標章を署長を経て公安委員会に返納しなければならない。

4 申請者等は、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、視力（深視力を含む。）が施行規則第23条の表の視力の項に定める基準未満であることを理由として付されるもの（以下「眼鏡等の条件」という。）を除く。）を付されている者が第4号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。

- (1) 法第89条に規定する免許の申請であつて法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に係るもの
- (2) 法第94条第1項に規定する免許証の記載事項の変更の届出（以下「免許証の記載事項の変更届出」という。）
- (3) 法第94条第2項に規定する免許証の再交付の申請（以下「免許証の再交付申請」という。）
- (4) 法第101条第1項又は法第101条の2第1項に規定する免許証の更新の申請（以下「免許証の更新申請」という。）（別表第1に掲げる警察署以外の警察署の管轄区域内に住所を有する者に係る申請にあつては、次に掲げる者の申請に限る。）
 - ア 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）
 - イ 法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者
 - ウ 法第101条の3第1項ただし書に規定する講習を受ける必要がないものとして政令で定める者

- (5) 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請（同項に規定する申出を含む。以下「免許の取消し申請」という。）
- (6) 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付の申請（以下「証明書の交付申請」という。）
- (7) 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「証明書の記載事項の変更届出」という。）
- (8) 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請（以下「証明書の再交付申請」という。）
- 5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、眼鏡等の条件を除く。）を付されている者が第3号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。
- (1) 免許証の記載事項の変更届出
 - (2) 免許証の再交付申請
 - (3) 申請者等が優良運転者である場合における免許証の更新申請
 - (4) 免許の取消し申請
 - (5) 証明書の交付申請
 - (6) 証明書の記載事項の変更届出
 - (7) 証明書の再交付申請
- 6 第4項に定めるもののほか、申請者等が公安委員会以外の都道府県公安委員会が管轄する区域に住所地を有する優良運転者である場合にあつては、免許証の更新申請については、千葉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長又は流山運転免許センター長（以下「運転免許課長等」という。）を経て当該免許の更新申請を当該優良運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うことができる。
- （交通規制の効力）
- 第2条の2 法第4条第1項前段の規定による交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあつてはこれを設置したときに発生するものとする。
- 2 前項の交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあつてはこれを撤去したときに消滅するものとす

- (5) 法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請（同項に規定する申出を含む。以下「免許の取消し申請」という。）
- (6) 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付の申請（以下「証明書の交付申請」という。）
- (7) 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出（以下「証明書の記載事項の変更届出」という。）
- (8) 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請（以下「証明書の再交付申請」という。）
- 5 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる申請等については、その申請書等を当該申請者等の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出して行うことができる。ただし、現に受けている免許に法第91条の規定により条件（身体の障害を理由に付されているものに限り、眼鏡等の条件を除く。）を付されている者が第3号に掲げる申請を行う場合は、この限りでない。
- (1) 免許証の記載事項の変更届出
 - (2) 免許証の再交付申請
 - (3) 申請者等が優良運転者である場合における免許証の更新申請
 - (4) 免許の取消し申請
 - (5) 証明書の交付申請
 - (6) 証明書の記載事項の変更届出
 - (7) 証明書の再交付申請
- 6 第4項に定めるもののほか、申請者等が公安委員会以外の都道府県公安委員会が管轄する区域に住所地を有する優良運転者である場合にあつては、免許証の更新申請については、千葉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長又は流山運転免許センター長（以下「運転免許課長等」という。）を経て当該免許の更新申請を当該優良運転者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うことができる。
- （交通規制の効力）
- 第2条の2 法第4条第1項前段の規定による交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあつてはこれを設置したときに発生するものとする。
- 2 前項の交通規制の効力は、信号機にあつてはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあつてはこれを撤去したときに消滅するものとす

る。

3 道路工事その他やむを得ない理由により一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

(交通規制の対象から除く車両)

第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 道路標識等による規制(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制(令第27条の2に規定するものにおける規制を除く。)及び法第46条の道路標識による停車可又は駐車可の規制を除く。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。

ア 警衛列自動車

イ 警護列自動車

(2) 最高速度の規制の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える速度で進行するものを除く。)とする。

(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。

ア 急病人の搬送、防災等人の生命又は財産に係る緊急やむを得ない用務のため使用中(当該用務に引き続き、車両の通行禁止の規制がされている道路をやむを得ず通行するための使用を含む。イ、ウ及びオにおいて同じ。)の車両

イ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責

る。

3 道路工事その他やむを得ない理由により一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

(交通規制の対象から除く車両)

第2条の3 法第4条第2項の規定により、同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 道路標識等による規制(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制(令第27条の2に規定するものにおける規制を除く。)及び法第46条の道路標識による停車可又は駐車可の規制を除く。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。

ア 警衛列自動車

イ 警護列自動車

(2) 最高速度の規制の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車(高速自動車国道の本線車道にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える速度で進行するものを除く。)とする。

(3) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識を用いた法第8条第1項の道路標識による規制並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いた同項の道路標識による規制で、当該道路標識の下部の補助標識に「指定車を含む」の表示がされていない区域、道路の区間又は場所のものをいう。)の対象から除く車両は、次のとおりとする。

ア 急病人の搬送、防災等人の生命又は財産に係る緊急やむを得ない用務のため使用中(当該用務に引き続き、車両の通行禁止の規制がされている道路をやむを得ず通行するための使用を含む。イ、ウ及びオにおいて同じ。)の車両

イ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責

務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため警察車両に誘導されている車両

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は政治活動に使用する自動車で、当該選挙運動又は政治活動のため使用中のもの

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両で当該運行系統に属して使用中のもの

オ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する通行禁止除外指定車標章（別記第1号様式）を掲出しているもの

（ア）専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両

（イ）狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両

（ウ）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

（エ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。）が使用中の一般廃棄物の収集専用車両

（オ）電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、電報の配達のため使用中の車両

（カ）道路及び道路の附属物並びに信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両

（キ）電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両

（ク）報道機関が緊急取材のため使用中の車両

（ケ）執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両

（コ）国又は地方公共団体の車両で、その職員が緊急かつ広域にわたり通行を禁止されている道路を通行しなければならない公益上必要な業務のため使用中のもの

（4）駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該通行禁

務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため警察車両に誘導されている車両

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動又は政治活動に使用する自動車で、当該選挙運動又は政治活動のため使用中のもの

エ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する車両で当該運行系統に属して使用中のもの

オ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する通行禁止除外指定車標章（別記第1号様式）を掲出しているもの

（ア）専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両

（イ）狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両

（ウ）道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両

（エ）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村（市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。）が使用中の一般廃棄物の収集専用車両

（オ）電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき、電報の配達のため使用中の車両

（カ）道路及び道路の附属物並びに信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両

（キ）電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両

（ク）報道機関が緊急取材のため使用中の車両

（ケ）執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両

（コ）国又は地方公共団体の車両で、その職員が緊急かつ広域にわたり通行を禁止されている道路を通行しなければならない公益上必要な業務のため使用中のもの

（4）駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両（駐車禁止の場所が車両の通行を禁止している道路の区間にある場合は、当該通行禁

止の区間を通行することが認められている車両に限る。)は、次のとおりとする。

- ア 令第13条第1項各号に掲げる自動車で、同項各号に規定する用務のため使用中のもの
- イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両
- ウ 人の生命又は身体に危害の生ずるおそれがある緊急の事態における関係者に対する警告のため使用中の車両
- エ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため現に停止を求められている車両
- オ 令第14条の2各号に掲げる自動車で、道路及び道路附属物の維持管理のため使用中のもの
- カ 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、街頭演説又は街頭政談演説のため使用中のもの
- キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章(別記第1号様式の2)を掲出しているもの
 - (ア) 専ら郵便法に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両
 - (イ) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、臨検検査のため使用中の車両
 - (ウ) 狂犬病予防法に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両
 - (エ) 道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
 - (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村(市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。)が使用中の一般廃棄物の収集専用車両
 - (カ) 電気通信事業法に基づき、電報の配達のため使用中の車両
 - (キ) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき、国又は地方公共団体の職員が公害調査のため使用中の車両
 - (ク) 信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両
 - (ケ) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両
 - (コ) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - (サ) 急病者等に対する医師又は歯科医師の緊急往診又は緊急手当のた

止の区間を通行することが認められている車両に限る。)は、次のとおりとする。

- ア 令第13条第1項各号に掲げる自動車で、同項各号に規定する用務のため使用中のもの
- イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両
- ウ 人の生命又は身体に危害の生ずるおそれがある緊急の事態における関係者に対する警告のため使用中の車両
- エ 犯罪の捜査、交通の取締り、交通事故調査、警備活動その他の警察責務遂行の目的又は検察官、検察事務官若しくは特別司法警察職員が行う犯罪の捜査の目的のため使用中の車両及び当該目的のため現に停止を求められている車両
- オ 令第14条の2各号に掲げる自動車で、道路及び道路附属物の維持管理のため使用中のもの
- カ 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、街頭演説又は街頭政談演説のため使用中のもの
- キ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章(別記第1号様式の2)を掲出しているもの
 - (ア) 専ら郵便法に基づき、郵便物の集配のため使用中の車両
 - (イ) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき、臨検検査のため使用中の車両
 - (ウ) 狂犬病予防法に基づき、犬の捕獲のため使用中の車両
 - (エ) 道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
 - (オ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物の収集のため市町村(市町村から一般廃棄物の収集を委託された者を含む。)が使用中の一般廃棄物の収集専用車両
 - (カ) 電気通信事業法に基づき、電報の配達のため使用中の車両
 - (キ) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき、国又は地方公共団体の職員が公害調査のため使用中の車両
 - (ク) 信号機、道路標識、道路標示等の維持管理のため使用中の車両
 - (ケ) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道の各事業について危険防止のための応急作業に使用中の車両
 - (コ) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - (サ) 急病者等に対する医師又は歯科医師の緊急往診又は緊急手当のた

め使用中の車両

(シ) 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

(ス) 市町村長と歯科医師会会長との歯科訪問治療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両

(セ) 執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両

ク 次に掲げる者が現に使用中の車両（(オ)に掲げる者に係るものにあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に使用中のものに限る。）で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（(ア)から(エ)までに掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の3、(オ)に掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の4）を掲出しているもの（公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章に相当する標章を掲出しているものを含む。）

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

(ウ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第3・1（1）に定める重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(オ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚

め使用中の車両

(シ) 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

(ス) 市町村長と歯科医師会会長との歯科訪問治療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両

(セ) 執行官が強制執行、仮差押え若しくは仮処分の執行又は送達を迅速に実施する必要がある場合に、その実施のため使用中の車両

ク 次に掲げる者が現に使用中の車両（(オ)に掲げる者に係るものにあつては、昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に使用中のものに限る。）で、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（(ア)から(エ)までに掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の3、(オ)に掲げる者に係るものにあつては別記第1号様式の4）を掲出しているもの（公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した駐車禁止除外指定車標章に相当する標章を掲出しているものを含む。）

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

(ウ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第3・1（1）に定める重度の障害を有するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(オ) 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1033号）に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定

生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症に係る者に限る。）

- 2 県内に住所若しくは事務所を有する者又は県外に住所若しくは事務所を有する者であつて県内で用務を行おうとするもの（前項第4号クに係る駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者にあつては、県内に住所を有する者に限る。）が次の各号に掲げる標章の交付を受けようとするときは、当該各号に定める申請書2通を県内に住所又は事務所を有する者にあつては住所地又は事務所の所在地を管轄する署長を、県外に住所又は事務所を有する者で県内で用務を行おうとするものにあつては県内の最寄りの署長を経て公安委員会に提出しなければならない。
 - (1) 通行禁止除外指定車標章 通行禁止除外指定車標章交付申請書（別記第1号様式の5）
 - (2) 駐車禁止除外指定車標章 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（前項第4号キに係るものにあつては別記第1号様式の6、同号クに係るものにあつては別記第1号様式の7）
- 3 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、第1項第3号オに係るものにあつては同号オに掲げる車両、同項第4号キに係るものにあつては同号キに掲げる車両、同号クに係るものにあつては同号クに掲げる者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）を交付しなければならない。
- 4 前項の規定により交付された標章は、車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければならない。この場合において、第1項第4号キ又は同号クに係るものにあつては、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を駐車禁止除外指定車標章とともに掲出しなければならない。
- 5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。
 - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
 - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中の色素性乾皮症に係る者に限る。）

- 2 県内に住所若しくは事務所を有する者又は県外に住所若しくは事務所を有する者であつて県内で用務を行おうとするもの（前項第4号クに係る駐車禁止除外指定車標章の交付を受けようとする者にあつては、県内に住所を有する者に限る。）が次の各号に掲げる標章の交付を受けようとするときは、当該各号に定める申請書2通を県内に住所又は事務所を有する者にあつては住所地又は事務所の所在地を管轄する署長を、県外に住所又は事務所を有する者で県内で用務を行おうとするものにあつては県内の最寄りの署長を経て公安委員会に提出しなければならない。
 - (1) 通行禁止除外指定車標章 通行禁止除外指定車標章交付申請書（別記第1号様式の5）
 - (2) 駐車禁止除外指定車標章 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（前項第4号キに係るものにあつては別記第1号様式の6、同号クに係るものにあつては別記第1号様式の7）
- 3 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、第1項第3号オに係るものにあつては同号オに掲げる車両、同項第4号キに係るものにあつては同号キに掲げる車両、同号クに係るものにあつては同号クに掲げる者に該当すると認めるときは、その有効期限を定めて通行禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「標章」という。）を交付しなければならない。
- 4 前項の規定により交付された標章は、車両の前面の見やすい箇所に掲出なければならない。この場合において、第1項第4号キ又は同号クに係るものにあつては、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を駐車禁止除外指定車標章とともに掲出しなければならない。
- 5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。
 - (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
 - (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

<p>6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。</p> <p>7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>(1) 標章の有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。</p> <p>(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。</p> <p>(署長の行なう交通の規制)</p>	<p>6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項の規定に違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。</p> <p>7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。</p> <p>(1) 標章の有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。</p> <p>(3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。</p> <p>(署長の行なう交通の規制)</p>
<p>第3条 法第5条第1項の規定により署長に委任する交通の規制は、令第3条の2第1項各号に規定するものとする。</p> <p>(信号に用いる灯火)</p>	<p>第3条 法第5条第1項の規定により署長に委任する交通の規制は、令第3条の2第1項各号に規定するものとする。</p> <p>(信号に用いる灯火)</p>
<p>第3条の2 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 色 赤色、白色又は淡黄色</p> <p>(2) 光度 夜間100メートルの距離から確認できる性能を有するもの (通行の禁止された道路を通行させる事情)</p>	<p>第3条の2 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 色 赤色、白色又は淡黄色</p> <p>(2) 光度 夜間100メートルの距離から確認できる性能を有するもの (通行の禁止された道路を通行させる事情)</p>
<p>第3条の3 令第6条第3号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める事情は、対象区域又は区間内に起点又は終点を有するもので、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するために使用される車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(2) 冠婚葬祭等社会慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(3) 業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(標章の交付)</p>	<p>第3条の3 令第6条第3号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める事情は、対象区域又は区間内に起点又は終点を有するもので、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するために使用される車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(2) 冠婚葬祭等社会慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(3) 業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの</p> <p>(標章の交付)</p>
<p>第3条の4 署長は、法第8条第2項の規定により通行を禁止した道路の通行の許可をしたときは、同条第3項に規定する許可証のほかに次の各号に掲げる標章を交付するものとする。</p> <p>(1) 歩行者用道路については、歩行者用道路通行許可車標章（別記第1号様式の8）</p>	<p>第3条の4 署長は、法第8条第2項の規定により通行を禁止した道路の通行の許可をしたときは、同条第3項に規定する許可証のほかに次の各号に掲げる標章を交付するものとする。</p> <p>(1) 歩行者用道路については、歩行者用道路通行許可車標章（別記第1号様式の8）</p>

<p>(2) 前号に規定する以外の道路については、通行禁止道路通行許可車標章(別記第1号様式の9)</p> <p>第2章 車両の交通方法 (緊急自動車等の指定等)</p> <p>第4条 令第13条第1項及び令第14条の2第2号の規定により公安委員会の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書(別記第2号様式)1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 指定を受けようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号標又は車両番号標」という。)等を確認できるもの</p> <p>(2) 指定を受けようとする自動車の自動車検査証記録事項(道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。)が記載された書面</p> <p>2 公安委員会は、前項の申請に基づき指定をしたときは、申請者に緊急自動車指定書(別記第2号様式の2)又は道路維持作業用自動車指定書(別記第2号様式の3)(以下「指定書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により指定書の交付を受けた者は、当該指定に係る自動車に当該指定書を備え付けておかなければならない。 (緊急自動車等の届出等)</p> <p>第4条の2 令第13条第1項及び令第14条の2第1号の規定により公安委員会に届け出ようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書(別記第2号様式の4)1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 届け出ようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、自動車登録番号標又は車両番号標等を確認できるもの</p> <p>(2) 届け出ようとする自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面</p> <p>2 公安委員会は、前項の届出に基づき届出を確認したときは、届出者に緊急自動車届出確認書(別記第2号様式の5)又は道路維持作業用自動車届出確認書(別記第2号様式の6)(以下「届出確認書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により届出確認書の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車</p>	<p>(2) 前号に規定する以外の道路については、通行禁止道路通行許可車標章(別記第1号様式の9)</p> <p>第2章 車両の交通方法 (緊急自動車等の指定等)</p> <p>第4条 令第13条第1項及び令第14条の2第2号の規定により公安委員会の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書(別記第2号様式)1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 指定を受けようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標(以下「自動車登録番号標又は車両番号標」という。)等を確認できるもの</p> <p>(2) 指定を受けようとする自動車の自動車検査証記録事項(道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。)が記載された書面</p> <p>2 公安委員会は、前項の申請に基づき指定をしたときは、申請者に緊急自動車指定書(別記第2号様式の2)又は道路維持作業用自動車指定書(別記第2号様式の3)(以下「指定書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により指定書の交付を受けた者は、当該指定に係る自動車に当該指定書を備え付けておかなければならない。 (緊急自動車等の届出等)</p> <p>第4条の2 令第13条第1項及び令第14条の2第1号の規定により公安委員会に届け出ようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車届出書(別記第2号様式の4)1通を、次の各号に掲げる写真及び書類各1通を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 届け出ようとする自動車の前面、後面、両側面及び上面をそれぞれ撮影した写真であつて、当該自動車の色、型、自動車登録番号標又は車両番号標等を確認できるもの</p> <p>(2) 届け出ようとする自動車の自動車検査証記録事項が記載された書面</p> <p>2 公安委員会は、前項の届出に基づき届出を確認したときは、届出者に緊急自動車届出確認書(別記第2号様式の5)又は道路維持作業用自動車届出確認書(別記第2号様式の6)(以下「届出確認書」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により届出確認書の交付を受けた者は、当該届出に係る自動車</p>
--	--

に当該届出確認書を備え付けておかなければならない。

(指定書等の再交付、返納及び記載事項変更)

第4条の3 指定書又は届出確認書(以下「指定書等」という。)の交付を受けた者は、指定書等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、指定書・届出確認書再交付申請書(別記第3号様式)により公安委員会に指定書等の再交付を申請することができる。

2 指定書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定書・届出確認書返納届(別記第3号様式の2)に指定書等(亡失したときは、発見した指定書等)を添えて速やかに公安委員会に返納しなければならない。

(1) 当該指定又は届出に係る自動車を緊急自動車又は道路維持作業用自動車として使用しなくなったとき。

(2) 指定書等の再交付を受けた後において亡失した指定書等を見つけたとき。

3 指定書等の交付を受けた者は、指定書等の記載事項について変更が生じたときは、指定書・届出確認書記載事項変更届(別記第3号様式の3)により速やかに公安委員会に届け出なければならない。

(指定の審査、届出の確認及び再交付等)

第4条の4 第4条の規定による緊急自動車等の指定の審査、前条の規定による届出の確認及び前条の規定による指定書等の再交付等に関する事務は、別に千葉県警察本部長が定める。

(署長の駐車許可)

第5条 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第45条第1項の規定による許可をするものとする。

(1) 駐車に係る日時が、次に該当するものであること。

ア 駐車(許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 駐車に係る場所が、次に該当するものであること。

ア 停車及び駐車に関する規制のうち、駐車禁止の規制のみが実施されている場所(駐車する余地が無い場所及び放置駐車となる場合にあつては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

に当該届出確認書を備え付けておかなければならない。

(指定書等の再交付、返納及び記載事項変更)

第4条の3 指定書又は届出確認書(以下「指定書等」という。)の交付を受けた者は、指定書等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、指定書・届出確認書再交付申請書(別記第3号様式)により公安委員会に指定書等の再交付を申請することができる。

2 指定書等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定書・届出確認書返納届(別記第3号様式の2)に指定書等(亡失したときは、発見した指定書等)を添えて速やかに公安委員会に返納しなければならない。

(1) 当該指定又は届出に係る自動車を緊急自動車又は道路維持作業用自動車として使用しなくなったとき。

(2) 指定書等の再交付を受けた後において亡失した指定書等を見つけたとき。

3 指定書等の交付を受けた者は、指定書等の記載事項について変更が生じたときは、指定書・届出確認書記載事項変更届(別記第3号様式の3)により速やかに公安委員会に届け出なければならない。

(指定の審査、届出の確認及び再交付等)

第4条の4 第4条の規定による緊急自動車等の指定の審査、前条の規定による届出の確認及び前条の規定による指定書等の再交付等に関する事務は、別に千葉県警察本部長が定める。

(署長の駐車許可)

第5条 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第45条第1項の規定による許可をするものとする。

(1) 駐車に係る日時が、次に該当するものであること。

ア 駐車(許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 駐車に係る場所が、次に該当するものであること。

ア 停車及び駐車に関する規制のうち、駐車禁止の規制のみが実施されている場所(駐車する余地が無い場所及び放置駐車となる場合にあつては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。

ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内

2 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第49条の5の規定による許可をするものとする。

(1) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 駐車に係る場所及び方法が、次に該当するものであること。

ア 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。

ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。

ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内

2 署長は、車両に係る駐車が、次の各号のすべてに該当する場合には、法第49条の5の規定による許可をするものとする。

(1) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 駐車に係る場所及び方法が、次に該当するものであること。

ア 時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ 交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する方法でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次に該当するものであること。

ア 公共交通機関等を利用した交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内
3 前各項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記第4号様式）2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。

4 署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

5 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（別記第4号様式）を交付しなければならない。

6 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。

（放置違反金の納付命令）

第5条の2 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付を命令するときは、放置違反金納付命令書（別記第4号様式の2）により行うものとする。

2 法第51条の4第5項に規定する放置違反金の納期限は、放置違反金納付命令書の発付の日から14日以内の日とする。ただし、当該納期限が次の各号に掲げる日（以下「休日等」という。）に当たる場合にあつては、その日後において最も近い休日等でない日を納期限とする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

（3）12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）

（弁明書等の提出）

第5条の2の2 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書（別記第4号様式の2の2）により行うものとする。

2 法第51条の4第6項に規定する弁明書及び有利な証拠の提出期限は、弁明通知書発付の日から14日以内の日とする。ただし、当該提出期限が休日等に当たる場合にあつては、その日後において最も近い休日等でない日を提出期限とする。

（放置違反金の督促）

第5条の2の3 法第51条の4第13項の規定による督促は、納期限経過後20日以内に督促状（別記第4号様式の2の3）により行うものとする。

2 法第51条の4第13項に規定する納付すべき期限の指定は、督促状を發した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、当該期限が休日等に当た

イ ア以外の車両にあつては、用務先からおおむね100メートル以内
3 前各項の規定による許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（別記第4号様式）2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。

4 署長は、第1項又は第2項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

5 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（別記第4号様式）を交付しなければならない。

6 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可に係る場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。

（放置違反金の納付命令）

第5条の2 法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付を命令するときは、放置違反金納付命令書（別記第4号様式の2）により行うものとする。

2 法第51条の4第5項に規定する放置違反金の納期限は、放置違反金納付命令書の発付の日から14日以内の日とする。ただし、当該納期限が次の各号に掲げる日（以下「休日等」という。）に当たる場合にあつては、その日後において最も近い休日等でない日を納期限とする。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

（3）12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）

（弁明書等の提出）

第5条の2の2 法第51条の4第6項の規定による通知は、弁明通知書（別記第4号様式の2の2）により行うものとする。

2 法第51条の4第6項に規定する弁明書及び有利な証拠の提出期限は、弁明通知書発付の日から14日以内の日とする。ただし、当該提出期限が休日等に当たる場合にあつては、その日後において最も近い休日等でない日を提出期限とする。

（放置違反金の督促）

第5条の2の3 法第51条の4第13項の規定による督促は、納期限経過後20日以内に督促状（別記第4号様式の2の3）により行うものとする。

2 法第51条の4第13項に規定する納付すべき期限の指定は、督促状を發した日から起算して10日を経過した日とする。ただし、当該期限が休日等に当た

る場合にあつては、その日後において最も近い休日等でない日を期限とする。
(放置違反金の延滞金)

第5条の2の4 放置違反金について法第51条の4第13項の規定による督促をした場合は、次の各号に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

- (1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納期限までに納付できなかったとき。
- (2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納期限までに納付することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定による延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

(滞納処分)

第5条の2の5 法第51条の4第14項の規定による放置違反金及び延滞金の徴収は、警察職員の中から指定した者に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定を受けた警察職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証(別記第4号様式の2の4)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(確認事務に関する登録の申請等)

第5条の2の6 法第51条の8第1項の登録を受けようとする法人は、確認事務に関する登録・登録更新申請書(別記第4号様式の2の5)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者講習の受講の申込み)

第5条の3 法第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書(別記第4号様式の3)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の駐車監視員資格者講習受講申込書には、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)

る場合にあつては、その日後において最も近い休日等でない日を期限とする。
(放置違反金の延滞金)

第5条の2の4 放置違反金について法第51条の4第13項の規定による督促をした場合は、次の各号に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

- (1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納期限までに納付できなかったとき。
- (2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納期限までに納付することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項の規定による延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

(滞納処分)

第5条の2の5 法第51条の4第14項の規定による放置違反金及び延滞金の徴収は、警察職員の中から指定した者に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定を受けた警察職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証(別記第4号様式の2の4)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(確認事務に関する登録の申請等)

第5条の2の6 法第51条の8第1項の登録を受けようとする法人は、確認事務に関する登録・登録更新申請書(別記第4号様式の2の5)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者講習の受講の申込み)

第5条の3 法第51条の13第1項第1号イに規定する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書(別記第4号様式の3)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の駐車監視員資格者講習受講申込書には、確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)

第7条第2項に規定する写真であつて、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けなければならない。

(駐車監視員資格者の認定の申請)

第5条の4 法第51条の13第1項第1号口の規定による認定を受けようとする者は、駐車監視員資格者認定申請書(別記第4号様式の4)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の駐車監視員資格者認定申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真をはり付けなければならない。

(駐車監視員資格者講習修了証明書等の再交付の申請)

第5条の5 委託規則第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書又は委託規則第10条第4項に規定する認定書の再交付の申請を行おうとする者は、駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書(別記第4号様式の5)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者証の交付の申請)

第5条の6 法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証交付申請書(別記第4号様式の6)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者証の書換え交付の申請)

第5条の7 委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付の申請を行おうとする者は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書(別記第4号様式の7)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者証の再交付の申請)

第5条の8 委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証再交付申請書(別記第4号様式の8)を公安委員会に提出しなければならない。

(軽車両の灯火)

第6条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両(そり及び車馬を除く。以下同じ。)がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる灯火を付けることを要しない。

(1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯

(2) 灯光の色が橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を

第7条第2項に規定する写真であつて、縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けなければならない。

(駐車監視員資格者の認定の申請)

第5条の4 法第51条の13第1項第1号口の規定による認定を受けようとする者は、駐車監視員資格者認定申請書(別記第4号様式の4)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の駐車監視員資格者認定申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真をはり付けなければならない。

(駐車監視員資格者講習修了証明書等の再交付の申請)

第5条の5 委託規則第9条第1項に規定する駐車監視員資格者講習修了証明書又は委託規則第10条第4項に規定する認定書の再交付の申請を行おうとする者は、駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書(別記第4号様式の5)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者証の交付の申請)

第5条の6 法第51条の13第1項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証交付申請書(別記第4号様式の6)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者証の書換え交付の申請)

第5条の7 委託規則第13条第1項の規定による駐車監視員資格者証の書換え交付の申請を行おうとする者は、駐車監視員資格者証書換え交付申請書(別記第4号様式の7)を公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者証の再交付の申請)

第5条の8 委託規則第13条第2項の規定による駐車監視員資格者証の再交付を受けようとする者は、駐車監視員資格者証再交付申請書(別記第4号様式の8)を公安委員会に提出しなければならない。

(軽車両の灯火)

第6条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両(そり及び車馬を除く。以下同じ。)がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。ただし、反射器材を備え付けている場合は、第2号に掲げる灯火を付けることを要しない。

(1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する前照灯

(2) 灯光の色が橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を

- 確認することができる性能を有する尾灯
- 2 前項ただし書に規定する反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 軽車両に備え付けた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- (2) 反射光の色は、橙色又は赤色であること。
（自動車の積載物の高さの制限）
- 第6条の2 令第22条第3号ハに規定する公安委員会が定める自動車は別表第3に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは4.1メートルとする。
（軽車両の乗車又は積載の制限）
- 第7条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載して軽車両を運転してはならない。
- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。
- ア 二輪の自転車及び三輪の普通自転車にあつては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (ア) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させる場合
- (イ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合
- (ウ) 16歳以上の運転者が、6歳未満の者1人をひも等で確実に緊縛し背負っている場合（(イ)に該当する場合を除く。）
- (エ) 二輪の自転車のうち、タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を後部の座席に乗車させる場合
- イ 二輪の自転車及び三輪の普通自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。
- (2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

- 確認することができる性能を有する尾灯
- 2 前項ただし書に規定する反射器材は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 軽車両に備え付けた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- (2) 反射光の色は、橙色又は赤色であること。
（自動車の積載物の高さの制限）
- 第6条の2 令第22条第3号ハに規定する公安委員会が定める自動車は別表第3に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは4.1メートルとする。
（軽車両の乗車又は積載の制限）
- 第7条 法第57条第2項の規定により軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を超えて乗車をさせ、又は積載して軽車両を運転してはならない。
- (1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。
- ア 二輪の自転車及び三輪の普通自転車にあつては、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (ア) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児用座席に乗車させる場合
- (イ) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合
- (ウ) 16歳以上の運転者が、6歳未満の者1人をひも等で確実に緊縛し背負っている場合（(イ)に該当する場合を除く。）
- (エ) 二輪の自転車のうち、タンデム自転車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を後部の座席に乗車させる場合
- イ 二輪の自転車及び三輪の普通自転車以外の軽車両にあつては、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。
- (2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える2輪の自転車にあつては30キログラムを、リヤカーを牽（けん）引する場合におけるその牽（けん）引されるリヤカー又は3輪の自転車については120キログラムを、それぞれ超えないこと。

イ 4輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、2輪の牛馬車にあつては、1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあつては、750キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車（以下「荷車」という。）にあつては、450キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の大きさの制限は、次に掲げる長さ、幅及び高さのいずれをも超えないものとする。

ア 長さ 自転車及び荷車にあつては、その積載装置（リヤカーを牽（けん）引する自転車にあつては、その牽（けん）引されるリヤカーの積載装置。以下この条において同じ。）の長さに0.3メートルを加えたもの、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの

イ 幅 積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの。ただし、普通自転車にあつては、全幅が0.6メートルを超えないこと。

ウ 高さ 3メートル（自転車にあつては1.5メートル、大車及び荷車にあつては2メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載物の積載の方法は、次のとおりとする。

ア 長さ 軽車両の積載装置又は乗車装置の前後から前号アに掲げる長さを超えてはみ出さないこと。

イ 幅 軽車両の積載装置又は乗車装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

（自動車以外の車両の牽（けん）引制限）

第8条 法第60条の規定により自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の運転者は、次の各号に定める場合を除き、他の車両を牽（けん）引してはならない。

(1) 牽（けん）引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車で、牽（けん）引されるための装置を有するリヤカー1台を牽（けん）引するとき。

(2) 原動機付自転車で、故障その他の理由により牽（けん）引することがやむを得ない一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）1台を次に

ア 積載装置を備える2輪の自転車にあつては30キログラムを、リヤカーを牽（けん）引する場合におけるその牽（けん）引されるリヤカー又は3輪の自転車については120キログラムを、それぞれ超えないこと。

イ 4輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、2輪の牛馬車にあつては、1,500キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあつては、750キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車（以下「荷車」という。）にあつては、450キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の大きさの制限は、次に掲げる長さ、幅及び高さのいずれをも超えないものとする。

ア 長さ 自転車及び荷車にあつては、その積載装置（リヤカーを牽（けん）引する自転車にあつては、その牽（けん）引されるリヤカーの積載装置。以下この条において同じ。）の長さに0.3メートルを加えたもの、牛馬車及び大車にあつてはその乗車装置又は積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの

イ 幅 積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの。ただし、普通自転車にあつては、全幅が0.6メートルを超えないこと。

ウ 高さ 3メートル（自転車にあつては1.5メートル、大車及び荷車にあつては2メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載物の積載の方法は、次のとおりとする。

ア 長さ 軽車両の積載装置又は乗車装置の前後から前号アに掲げる長さを超えてはみ出さないこと。

イ 幅 軽車両の積載装置又は乗車装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

（自動車以外の車両の牽（けん）引制限）

第8条 法第60条の規定により自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の運転者は、次の各号に定める場合を除き、他の車両を牽（けん）引してはならない。

(1) 牽（けん）引するための装置を有する原動機付自転車又は自転車で、牽（けん）引されるための装置を有するリヤカー1台を牽（けん）引するとき。

(2) 原動機付自転車で、故障その他の理由により牽（けん）引することがやむを得ない一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）1台を次に

定めるところにより牽（けん）引するとき。

ア 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。

イ 故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

ウ 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。

エ 故障車を牽（けん）引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

第3章 運転者の遵守事項

（運転者の遵守事項）

第9条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 自転車は、完全な機能を有する警音器を備え付けたものを運転すること。

（2） 法第52条第1項前段に規定する灯火以外の灯火（いわゆる作業灯、マーカーランプ等をいう。）の点灯は、他の交通の妨害とならないようにすること。

（3） 車体には、他の交通の妨害となるような方法で鎖その他の物を付け、又は貨物等を車体外につり下げないこと。

（4） 大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）に他人を乗車させて運転するときは、その者を乗車装置にまたがらせること。

（5） 車両（軽車両を除く。）を運転するときは、げたその他運転を誤まるおそれのあるはき物をはかないこと。

（6） 積雪又は凍結によりすべろおそれのある道路において自動車を運転するときは、タイヤ・チェーンをとりつける等すべり止めの措置を講ずること。

（7） 車両を運転するときは、音量を上げ音楽を聴く等安全な運転に必要な音声が届かないような状態にしないこと。

（8） 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村

定めるところにより牽（けん）引するとき。

ア 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ、鎖等（以下「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。

イ 故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

ウ 牽（けん）引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。

エ 故障車を牽（けん）引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。

第3章 運転者の遵守事項

（運転者の遵守事項）

第9条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 自転車は、完全な機能を有する警音器を備え付けたものを運転すること。

（2） 法第52条第1項前段に規定する灯火以外の灯火（いわゆる作業灯、マーカーランプ等をいう。）の点灯は、他の交通の妨害とならないようにすること。

（3） 車体には、他の交通の妨害となるような方法で鎖その他の物を付け、又は貨物等を車体外につり下げないこと。

（4） 大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）に他人を乗車させて運転するときは、その者を乗車装置にまたがらせること。

（5） 車両（軽車両を除く。）を運転するときは、げたその他運転を誤まるおそれのあるはき物をはかないこと。

（6） 積雪又は凍結によりすべろおそれのある道路において自動車を運転するときは、タイヤ・チェーンをとりつける等すべり止めの措置を講ずること。

（7） 車両を運転するときは、音量を上げ音楽を聴く等安全な運転に必要な音声が届かないような状態にしないこと。

（8） 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村

(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

- (9) 自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下又は定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (10) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。
- (11) 傘を差し、手に物を持ち、物がかつぐなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で車両(車室を備えているものを除く。)を運転しないこと。
- (12) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置等を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

第3章の2 安全運転管理者等

(選任の届出)

第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書(別記第5号様式)又は副安全運転管理者に関する届出書(別記第5号様式の2)2通に、次の各号に掲げる書面を添えて公安委員会に提出して行うものとする。

- (1) 安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書(別記第5号様式の2の2)、第9条の5第2項に規定する教習修了証明書又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面、副安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書、副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書(別記第5号様式の3)又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面
- (2) 住民票の写し又は法第92条第1項に規定する運転免許証の写し(記載事項の変更届出)

第9条の3 前条の規定により安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書を提出した自動車の使用者は、同条の届出書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更を生じた日から15日以内に安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する

(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

- (9) 自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車(原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下又は定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (10) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。
- (11) 傘を差し、手に物を持ち、物がかつぐなど、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で車両(車室を備えているものを除く。)を運転しないこと。
- (12) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置等を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

第3章の2 安全運転管理者等

(選任の届出)

第9条の2 法第74条の3第5項に規定する安全運転管理者等の選任の届出は、安全運転管理者に関する届出書(別記第5号様式)又は副安全運転管理者に関する届出書(別記第5号様式の2)2通に、次の各号に掲げる書面を添えて公安委員会に提出して行うものとする。

- (1) 安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書(別記第5号様式の2の2)、第9条の5第2項に規定する教習修了証明書又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面、副安全運転管理者にあつては運転管理経歴証明書、副安全運転管理者の運転経歴に関する証明書(別記第5号様式の3)又は施行規則第9条の9に規定する資格認定を受けたことを証する書面
- (2) 住民票の写し又は法第92条第1項に規定する運転免許証の写し(記載事項の変更届出)

第9条の3 前条の規定により安全運転管理者に関する届出書又は副安全運転管理者に関する届出書を提出した自動車の使用者は、同条の届出書の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更を生じた日から15日以内に安全運転管理者に関する届出書及び副安全運転管理者に関する

届出書各2通を、変更したことを証明する書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 自動車の使用の本拠の事業所名及び所在地
- (2) 安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位
- (3) 使用の本拠における自動車の台数
(安全運転管理者等の解任命令)

第9条の4 法第74条の3第6項の規定による解任の命令は、安全運転管理者等解任命令書(別記第5号様式の5)を使用者に交付して行うものとする。
(運転の管理に関する教習等)

第9条の5 施行規則第9条の9に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習又は資格認定を受けようとする者は、教習申請書(別記第5号様式の6)又は安全運転管理者等資格認定申請書(別記第5号様式の7)2通を提出し、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する教習を修了した者に対し、教習修了証明書(別記第5号様式の8)を交付するものとする。
(安全運転管理者等の受講)

第9条の6 法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知を受けたときは、安全運転管理者等は、安全運転管理者等講習受講書(別記第5号様式の10)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する講習を終了した者に対し、当該講習を終了したことの証明をするものとする。

第4章 道路の使用等 (道路における禁止行為)

第10条 法第76条第4項第7号による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通のひんぱんな道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。
- (2) みだりに、交通の妨害となるように道路に泥土、汚水、ごみ、くず等をまき、又は捨てること。
- (3) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (4) 交通のひんぱんな道路において、たき火をすること。
- (5) 牛、馬、やぎ等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (6) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。

届出書各2通を、変更したことを証明する書類を添えて公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 自動車の使用の本拠の事業所名及び所在地
- (2) 安全運転管理者等の氏名及び職務上の地位
- (3) 使用の本拠における自動車の台数
(安全運転管理者等の解任命令)

第9条の4 法第74条の3第6項の規定による解任の命令は、安全運転管理者等解任命令書(別記第5号様式の5)を使用者に交付して行うものとする。
(運転の管理に関する教習等)

第9条の5 施行規則第9条の9に規定する公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習又は資格認定を受けようとする者は、教習申請書(別記第5号様式の6)又は安全運転管理者等資格認定申請書(別記第5号様式の7)2通を提出し、公安委員会に申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する教習を修了した者に対し、教習修了証明書(別記第5号様式の8)を交付するものとする。
(安全運転管理者等の受講)

第9条の6 法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習の通知を受けたときは、安全運転管理者等は、安全運転管理者等講習受講書(別記第5号様式の10)を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項に規定する講習を終了した者に対し、当該講習を終了したことの証明をするものとする。

第4章 道路の使用等 (道路における禁止行為)

第10条 法第76条第4項第7号による道路における禁止行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通のひんぱんな道路において、乗馬又は自転車の運転の練習をすること。
- (2) みだりに、交通の妨害となるように道路に泥土、汚水、ごみ、くず等をまき、又は捨てること。
- (3) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (4) 交通のひんぱんな道路において、たき火をすること。
- (5) 牛、馬、やぎ等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (6) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。

- (7) 車両の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
 - (8) 交通ひんぱんな道路において広告又は宣伝のため、文書、図画その他の物を散布すること。
 - (9) 進行中の車両から、みだりに身体の一部又は物件を出すこと。
 - (10) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これらに類するものを使用すること。
 - (11) 道路において、車両から鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを突き出し、又は振り回すこと。
- (道路の使用の許可)

第11条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第5号から第9号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにするものを除く。）とする。

- (1) 道路に、みこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレード、集団行進（学生、生徒等の遠足、修学旅行の隊列又は冠婚葬祭による行列を除く。）その他これらに類する催物をする事。
- (4) 交通の頻繁な道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (5) 交通の頻繁な道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (6) 交通の頻繁な道路において広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような特異な装飾、その他の装いをし、又は拡声器、ラジオ等を備えつけて放送しながら通行すること。
- (7) 道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (8) 道路において、人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 交通の頻繁な道路において広告又は宣伝のため、文書、図画、その他

- (7) 車両の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
 - (8) 交通ひんぱんな道路において広告又は宣伝のため、文書、図画その他の物を散布すること。
 - (9) 進行中の車両から、みだりに身体の一部又は物件を出すこと。
 - (10) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これらに類するものを使用すること。
 - (11) 道路において、車両から鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを突き出し、又は振り回すこと。
- (道路の使用の許可)

第11条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第5号から第9号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動を行うためにするものを除く。）とする。

- (1) 道路に、みこし、だし、踊屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、ロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会をすること。
- (3) 道路において、競技会、仮装行列、パレード、集団行進（学生、生徒等の遠足、修学旅行の隊列又は冠婚葬祭による行列を除く。）その他これらに類する催物をする事。
- (4) 交通の頻繁な道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (5) 交通の頻繁な道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (6) 交通の頻繁な道路において広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような特異な装飾、その他の装いをし、又は拡声器、ラジオ等を備えつけて放送しながら通行すること。
- (7) 道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (8) 道路において、人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (9) 交通の頻繁な道路において広告又は宣伝のため、文書、図画、その他

の物を通行する者に交付すること。

- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

第5章 運転免許

第12条 削除

(試験場の場所)

第13条 施行規則第22条第1項の規定による免許試験の場所は、次の表のとおりとする。

名称等	所在地
(1) 千葉県警察千葉運転免許センター	千葉市美浜区浜田2丁目1番
(2) 千葉県警察流山運転免許センター	流山市前ヶ崎217番地
(3) 免許を受けようとする者(法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に限る。)の住所地を管轄する警察署	
(4) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が指定する場所	

(試験車の指定及び解除)

第14条 公安委員会は施行規則第24条第7項の規定による免許試験のため使用する自動車(以下「試験車」という。)の指定は、試験車指定書(別記第7号様式)を交付して行い、試験車の指定解除したときは、試験車指定解除通知書(別記第8号様式)により通知して行うものとする。

(試験の順序等)

第15条 免許試験は、次の各号に掲げる順序により行うものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる試験については、その順序を変更することができる。

- (1) 適性試験

の物を通行する者に交付すること。

- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。

第5章 運転免許

第12条 削除

(試験場の場所)

第13条 施行規則第22条第1項の規定による免許試験の場所は、次の表のとおりとする。

名称等	所在地
(1) 千葉県警察千葉運転免許センター	千葉市美浜区浜田2丁目1番
(2) 千葉県警察流山運転免許センター	流山市前ヶ崎217番地
(3) 免許を受けようとする者(法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に限る。)の住所地を管轄する警察署	
(4) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が指定する場所	

(試験車の指定及び解除)

第14条 公安委員会は施行規則第24条第7項の規定による免許試験のため使用する自動車(以下「試験車」という。)の指定は、試験車指定書(別記第7号様式)を交付して行い、試験車の指定解除したときは、試験車指定解除通知書(別記第8号様式)により通知して行うものとする。

(試験の順序等)

第15条 免許試験は、次の各号に掲げる順序により行うものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる試験については、その順序を変更することができる。

- (1) 適性試験

<p>(2) 学科試験 (3) 技能試験 (試験結果の発表)</p> <p>第16条 免許試験の合格者の発表は、施行当日試験を行つた場所において行うものとする。 (適性検査の受検命令等)</p> <p>第17条 法第90条第8項及び第103条第6項の規定による適性検査の受検の命令又は診断書の提出の命令は、適性検査受検命令書(別記第9号様式)又は診断書提出命令書(別記第9号様式の2)により行うものとする。 (合格決定の取り消しの通知等)</p> <p>第18条 法第97条の3第1項又は第3項の規定による合格決定取り消し又は受験停止の通知は、運転免許試験合格決定取消・受験停止通知書(別記第10号様式)によつて行う。 (申請用写真を添付しないことができる場合)</p> <p>第18条の2 法第104条の4第1項後段の規定による申出並びに施行規則第29条第1項及び第29条の2第2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる場合を除き、申請用写真の添付を要しない。 (1) 第2条第4項の規定により、免許証の更新申請又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出する場合 (2) 第2条第5項の規定により、免許証の更新申請(優良運転者に係るものに限る。)又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出する場合</p> <p>2 施行規則第21条第2項に規定する再交付申請書を運転免許課長等を経て公安委員会に提出する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は法第93条の2の規定による記録を毀損したときは、この限りでない。 (1) 免許証の記載事項の変更届出をするとき。 (2) 施行規則第21条第1項各号のいずれかに該当するとき。 (臨時適性検査の通知等)</p> <p>第19条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書(別記第11号様式)により行うものとする。 2 法第102条第1項から第4項までの規定による医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書(別記第11号様式の2)により行うものとする</p>	<p>(2) 学科試験 (3) 技能試験 (試験結果の発表)</p> <p>第16条 免許試験の合格者の発表は、施行当日試験を行つた場所において行うものとする。 (適性検査の受検命令等)</p> <p>第17条 法第90条第8項及び第103条第6項の規定による適性検査の受検の命令又は診断書の提出の命令は、適性検査受検命令書(別記第9号様式)又は診断書提出命令書(別記第9号様式の2)により行うものとする。 (合格決定の取り消しの通知等)</p> <p>第18条 法第97条の3第1項又は第3項の規定による合格決定取り消し又は受験停止の通知は、運転免許試験合格決定取消・受験停止通知書(別記第10号様式)によつて行う。 (申請用写真を添付しないことができる場合)</p> <p>第18条の2 法第104条の4第1項後段の規定による申出並びに施行規則第29条第1項及び第29条の2第2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる場合を除き、申請用写真の添付を要しない。 (1) 第2条第4項の規定により、免許証の更新申請又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長を経て、公安委員会に提出する場合 (2) 第2条第5項の規定により、免許証の更新申請(優良運転者に係るものに限る。)又は免許の取消し申請を申請者の住所地を管轄する署長以外の署長を経て、公安委員会に提出する場合</p> <p>2 施行規則第21条第2項に規定する再交付申請書を運転免許課長等を経て公安委員会に提出する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき又は法第93条の2の規定による記録を毀損したときは、この限りでない。 (1) 免許証の記載事項の変更届出をするとき。 (2) 施行規則第21条第1項各号のいずれかに該当するとき。 (臨時適性検査の通知等)</p> <p>第19条 法第102条第6項又は第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書(別記第11号様式)により行うものとする。 2 法第102条第1項から第4項までの規定による医師の診断書を提出すべき旨の命令は、診断書提出命令書(別記第11号様式の2)により行うものとする</p>
---	---

る。

(運転経歴証明書の申請等)

第19条の2 証明書の交付申請、証明書の記載事項の変更届出及び証明書の再交付申請は、運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書(別記第11号様式の3)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 証明書の交付申請をしようとする者が自ら現に受けている免許に係る免許証を提示して免許の取消し申請を行うと同時に、前項に規定する運転経歴証明書交付申請書を運転免許課長等を経て提出した場合は、当該運転経歴証明書交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。

3 第1項の運転経歴証明書再交付申請書を運転免許課長等を経て提出する場合において、施行規則第30条の13第1項第2号から第5号までに該当するときは、当該運転経歴証明書再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、この限りでない。

4 公安委員会は、第1項に規定する運転経歴証明書交付・再交付申請書を受理したときは、運転経歴証明書を交付し、又は再交付するものとする。

(特定講習)

第20条 法第108条の4第2項に規定する特定講習(以下「特定講習」という。)の申出をしようとする者は、取消処分者講習受講申請書(別記第12号様式)又は初心運転者講習受講申請書(別記第13号様式)を公安委員会(法第108条の4第1項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。))が行う場合は当該指定講習機関)に提出しなければならない。

2 前項の取消処分者講習受講申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真2枚を添付しなければならない。

(講習)

第20条の2 施行規則第38条第3項第1号の規定による申出をしようとする者は、当該申出に係る免許の効力の停止の通知をうけた後速やかに、講習申出書(別記第14号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

第6章 指定自動車教習所

(施設等の検査)

第21条 公安委員会は、自動車教習所の指定申請があつたときは、その管理に属する警察職員に当該教習所が令及び施行規則に定める基準に適合するかどうかを検査させるものとする。

る。

(運転経歴証明書の申請等)

第19条の2 証明書の交付申請、証明書の記載事項の変更届出及び証明書の再交付申請は、運転経歴証明書交付・再交付申請書・運転経歴証明書記載事項変更届出書(別記第11号様式の3)を公安委員会に提出して行うものとする。

2 証明書の交付申請をしようとする者が自ら現に受けている免許に係る免許証を提示して免許の取消し申請を行うと同時に、前項に規定する運転経歴証明書交付申請書を運転免許課長等を経て提出した場合は、当該運転経歴証明書交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。

3 第1項の運転経歴証明書再交付申請書を運転免許課長等を経て提出する場合において、施行規則第30条の13第1項第2号から第5号までに該当するときは、当該運転経歴証明書再交付申請書には、申請用写真の添付を要しない。ただし、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、この限りでない。

4 公安委員会は、第1項に規定する運転経歴証明書交付・再交付申請書を受理したときは、運転経歴証明書を交付し、又は再交付するものとする。

(特定講習)

第20条 法第108条の4第2項に規定する特定講習(以下「特定講習」という。)の申出をしようとする者は、取消処分者講習受講申請書(別記第12号様式)又は初心運転者講習受講申請書(別記第13号様式)を公安委員会(法第108条の4第1項に規定する指定講習機関(以下「指定講習機関」という。))が行う場合は当該指定講習機関)に提出しなければならない。

2 前項の取消処分者講習受講申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真2枚を添付しなければならない。

(講習)

第20条の2 施行規則第38条第3項第1号の規定による申出をしようとする者は、当該申出に係る免許の効力の停止の通知をうけた後速やかに、講習申出書(別記第14号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

第6章 指定自動車教習所

(施設等の検査)

第21条 公安委員会は、自動車教習所の指定申請があつたときは、その管理に属する警察職員に当該教習所が令及び施行規則に定める基準に適合するかどうかを検査させるものとする。

(技能検定の立会い)
第22条 公安委員会は、指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）において管理者が技能検定を実施するときは、当該警察職員を立ち合わせることができる。
(定期検査等)
第23条 公安委員会は、前2条に定めるほか、指定教習所の適正な管理及び教習効果の向上を図るため、当該警察職員を定期又は臨時に派遣して検査を行わせるものとする。
第24条及び第25条 削除
(指定教習所職員に対する講習)
第25条の2 法第108条の2第1項第9号の規定による指定教習所の職員に対する講習は、公安委員会の指定する場所において行うものとする。
2 公安委員会は、前項に規定する講習を修了した者に対し、講習を修了したこと証明をするものとする。
第7章 指定講習機関
(指定申請等)
第26条 指定規則第1条の規定による指定を受けようとする者は、指定講習機関指定申請書（別記第15号様式）を公安委員会に提出しなければならない。
2 前項の指定は、指定講習機関指定書（別記第16号様式）を交付して行うものとする。
3 指定講習機関は、指定規則第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を変更しようとするとき又は指定規則第2条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があつたときは、公示事項等変更届出書（別記第17号様式）を公安委員会に提出しなければならない。
(講習業務規程の認可申請等)
第27条 指定講習機関は、指定規則第9条第1項に規定する講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書（別記第18号様式）を公安委員会に提出しなければならない。
2 指定講習機関は、指定規則第9条第2項に規定する講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書（別記第19号様式）を公安委員会に提出しなければならない。
(資格審査)
第28条 公安委員会は、指定規則第5条第5号に規定する運転適性指導又は指定規則第7条第5号に規定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する

(技能検定の立会い)
第22条 公安委員会は、指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）において管理者が技能検定を実施するときは、当該警察職員を立ち合わせることができる。
(定期検査等)
第23条 公安委員会は、前2条に定めるほか、指定教習所の適正な管理及び教習効果の向上を図るため、当該警察職員を定期又は臨時に派遣して検査を行わせるものとする。
第24条及び第25条 削除
(指定教習所職員に対する講習)
第25条の2 法第108条の2第1項第9号の規定による指定教習所の職員に対する講習は、公安委員会の指定する場所において行うものとする。
2 公安委員会は、前項に規定する講習を修了した者に対し、講習を修了したこと証明をするものとする。
第7章 指定講習機関
(指定申請等)
第26条 指定規則第1条の規定による指定を受けようとする者は、指定講習機関指定申請書（別記第15号様式）を公安委員会に提出しなければならない。
2 前項の指定は、指定講習機関指定書（別記第16号様式）を交付して行うものとする。
3 指定講習機関は、指定規則第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を変更しようとするとき又は指定規則第2条第2項各号に掲げる書類の内容に変更があつたときは、公示事項等変更届出書（別記第17号様式）を公安委員会に提出しなければならない。
(講習業務規程の認可申請等)
第27条 指定講習機関は、指定規則第9条第1項に規定する講習業務規程の認可を受けようとするときは、講習業務規程認可申請書（別記第18号様式）を公安委員会に提出しなければならない。
2 指定講習機関は、指定規則第9条第2項に規定する講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、講習業務規程変更認可申請書（別記第19号様式）を公安委員会に提出しなければならない。
(資格審査)
第28条 公安委員会は、指定規則第5条第5号に規定する運転適性指導又は指定規則第7条第5号に規定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する

<p>る審査（以下「資格審査」という。）に合格した者に対し、運転適性指導員・運転習熟指導員審査合格証（別記第20号様式）を交付するものとする。</p> <p>2 前項の資格審査に関する事務は、別に千葉県警察本部長が定める。 （特定講習指導員に対する講習）</p> <p>第29条 指定規則第17条に規定する講習は、公安委員会が実施日時、場所等を指定して行うものとする。 （検査等）</p> <p>第30条 第21条から第23条までの規定は、指定講習機関について準用する。この場合において、第21条中「令及び施行規則」とあるのは、「法及び指定規則」と、第22条中「管理者が技能検定を実施するとき」とあるのは、「当該指定講習機関が特定講習を実施するとき」と、第23条中「適正な管理及び教習効果の向上」とあるのは、「適正な運営及び講習効果の向上」と読み替えるものとする。 （特定講習指導員の解任命令）</p> <p>第31条 法第108条の5第3項の規定による解任の命令は、運転適正（習熟）指導員解任命令書（別記第21号様式）により行うものとする。 （適合措置命令等）</p> <p>第32条 法第108条の8第1項又は第2項の規定による措置等を命ずるときは、適合措置命令書（別記第22号様式）を交付して行うものとする。 （講習の休廃止）</p> <p>第33条 指定講習機関は、指定規則第14条第1項の規定による特定講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、講習休廃止許可申請書（別記第23号様式）を公安委員会に提出しなければならない。 （指定の取消し）</p> <p>第34条 法第108条の11第1項又は第2項の規定による指定の取消しは、指定講習機関指定取消通知書（別記第24号様式）を交付して行うものとする。 第7章の2 運転免許取得者等教育等 （高齢者講習同等課程を行うことができる者の指定等）</p> <p>第34条の2 認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書（別記第25号様式）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の指定は、指定書（別記第26号様式）を交付して行うものとする。</p> <p>3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記第27号様式）により、当該指定の取消しを受けた者に対し、その旨を通知す</p>	<p>る審査（以下「資格審査」という。）に合格した者に対し、運転適性指導員・運転習熟指導員審査合格証（別記第20号様式）を交付するものとする。</p> <p>2 前項の資格審査に関する事務は、別に千葉県警察本部長が定める。 （特定講習指導員に対する講習）</p> <p>第29条 指定規則第17条に規定する講習は、公安委員会が実施日時、場所等を指定して行うものとする。 （検査等）</p> <p>第30条 第21条から第23条までの規定は、指定講習機関について準用する。この場合において、第21条中「令及び施行規則」とあるのは、「法及び指定規則」と、第22条中「管理者が技能検定を実施するとき」とあるのは、「当該指定講習機関が特定講習を実施するとき」と、第23条中「適正な管理及び教習効果の向上」とあるのは、「適正な運営及び講習効果の向上」と読み替えるものとする。 （特定講習指導員の解任命令）</p> <p>第31条 法第108条の5第3項の規定による解任の命令は、運転適正（習熟）指導員解任命令書（別記第21号様式）により行うものとする。 （適合措置命令等）</p> <p>第32条 法第108条の8第1項又は第2項の規定による措置等を命ずるときは、適合措置命令書（別記第22号様式）を交付して行うものとする。 （講習の休廃止）</p> <p>第33条 指定講習機関は、指定規則第14条第1項の規定による特定講習の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、講習休廃止許可申請書（別記第23号様式）を公安委員会に提出しなければならない。 （指定の取消し）</p> <p>第34条 法第108条の11第1項又は第2項の規定による指定の取消しは、指定講習機関指定取消通知書（別記第24号様式）を交付して行うものとする。 第7章の2 運転免許取得者等教育等 （高齢者講習同等課程を行うことができる者の指定等）</p> <p>第34条の2 認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書（別記第25号様式）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の指定は、指定書（別記第26号様式）を交付して行うものとする。</p> <p>3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記第27号様式）により、当該指定の取消しを受けた者に対し、その旨を通知す</p>
---	---

るものとする。

(認知機能検査同等方法等を行うことができる者の指定等)

第34条の3 認定検査規則第4条第1項第4号及び同条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書(別記第28号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の指定は、指定書(別記第29号様式)を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、指定取消通知書(別記第30号様式)により、当該指定の取消しを受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

第8章 雑則

(高速自動車国道等における権限)

第35条 法第114条の3に規定する高速自動車国道等における交通警察の事務を処理する警視以上の警察官は、当該高速自動車国道等を担当する千葉県警察本部交通部高速道路交通警察隊長(以下「隊長」という。)とする。

2 前項に規定する隊長の権限は、法の規定により署長の権限に属する事務とする。

(地域交通安全活動推進委員協議会の区域)

第36条 法第108条の30第1項に規定する地域交通安全活動推進委員協議会の区域は、千葉県警察基本条例(昭和29年千葉県条例第25号)別表第1に掲げる警察署の管轄区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第37条 認定教育規則第13条又は認定検定規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

(1) 電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これらに類するものであつて、千葉県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものであること。

(2) 1の電磁的記録媒体に複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目とすること。

(4) 電磁的記録媒体に提出者の氏名又は名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付すること。

附 則

るものとする。

(認知機能検査同等方法等を行うことができる者の指定等)

第34条の3 認定検査規則第4条第1項第4号及び同条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書(別記第28号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の指定は、指定書(別記第29号様式)を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、指定取消通知書(別記第30号様式)により、当該指定の取消しを受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

第8章 雑則

(高速自動車国道等における権限)

第35条 法第114条の3に規定する高速自動車国道等における交通警察の事務を処理する警視以上の警察官は、当該高速自動車国道等を担当する千葉県警察本部交通部高速道路交通警察隊長(以下「隊長」という。)とする。

2 前項に規定する隊長の権限は、法の規定により署長の権限に属する事務とする。

(地域交通安全活動推進委員協議会の区域)

第36条 法第108条の30第1項に規定する地域交通安全活動推進委員協議会の区域は、千葉県警察基本条例(昭和29年千葉県条例第25号)別表第1に掲げる警察署の管轄区域とする。

(電磁的記録媒体による手続)

第37条 認定教育規則第13条又は認定検定規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

(1) 電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これらに類するものであつて、千葉県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものであること。

(2) 1の電磁的記録媒体に複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目とすること。

(4) 電磁的記録媒体に提出者の氏名又は名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付すること。

附 則

- | | |
|--|--|
| <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 千葉県道路交通取締規則（昭和30年公安委員会規則第3号）は、廃止する。
附 則（昭和37年12月14日公安委員会規則第12号）
この規則は、昭和38年1月1日から施行する。
附 則（昭和38年10月8日公安委員会規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和44年12月20日公安委員会規則第10号）
この規則は、昭和45年1月1日から施行する。
附 則（昭和47年3月28日公安委員会規則第2号）
この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
附 則（昭和47年8月18日公安委員会規則第8号）
この規則は、昭和47年9月1日から施行する。
附 則（昭和48年6月12日公安委員会規則第8号）
この規則は、昭和48年6月15日から施行する。
附 則（昭和52年10月28日公安委員会規則第6号）
この規則は、昭和52年12月1日から施行する。
附 則（昭和53年12月1日公安委員会規則第13号）
（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際改正前の千葉県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により公安委員会が行った指定その他の処分で現に効力を有するものは、改正後の千葉県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定により行つた処分とみなす。</p> <p>3 旧規則の規定により提出されている申請書、届出書等は、新規則の規定にかかわらず、昭和53年12月20日までの間、なお従前の例による。
附 則（昭和54年8月17日公安委員会規則第7号）
この規則は、昭和54年9月1日から施行する。
附 則（昭和58年3月25日公安委員会規則第8号）
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
附 則（昭和62年11月6日公安委員会規則第13号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和63年2月9日公安委員会規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。</p> | <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 千葉県道路交通取締規則（昭和30年公安委員会規則第3号）は、廃止する。
附 則（昭和37年12月14日公安委員会規則第12号）
この規則は、昭和38年1月1日から施行する。
附 則（昭和38年10月8日公安委員会規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和44年12月20日公安委員会規則第10号）
この規則は、昭和45年1月1日から施行する。
附 則（昭和47年3月28日公安委員会規則第2号）
この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
附 則（昭和47年8月18日公安委員会規則第8号）
この規則は、昭和47年9月1日から施行する。
附 則（昭和48年6月12日公安委員会規則第8号）
この規則は、昭和48年6月15日から施行する。
附 則（昭和52年10月28日公安委員会規則第6号）
この規則は、昭和52年12月1日から施行する。
附 則（昭和53年12月1日公安委員会規則第13号）
（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の際改正前の千葉県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により公安委員会が行った指定その他の処分で現に効力を有するものは、改正後の千葉県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定により行つた処分とみなす。</p> <p>3 旧規則の規定により提出されている申請書、届出書等は、新規則の規定にかかわらず、昭和53年12月20日までの間、なお従前の例による。
附 則（昭和54年8月17日公安委員会規則第7号）
この規則は、昭和54年9月1日から施行する。
附 則（昭和58年3月25日公安委員会規則第8号）
この規則は、昭和58年4月1日から施行する。
附 則（昭和62年11月6日公安委員会規則第13号）
この規則は、公布の日から施行する。
附 則（昭和63年2月9日公安委員会規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。</p> |
|--|--|

附 則（平成13年 3月30日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 5月31日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成14年 6月 1日から施行する。

附 則（平成14年11月 1日公安委員会規則第9号）
この規則は、平成14年12月 1日から施行する。

附 則（平成15年10月21日公安委員会規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月 5日公安委員会規則第10号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3月19日公安委員会規則第1号）
（施行期日）

1 この規則は、平成16年 3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正後の千葉県道路交通法施行細則（以下「新規規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規規則第6条の2の規定の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成16年 3月30日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則（平成16年 7月 6日公安委員会規則第6号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3月25日公安委員会規則第1号）
この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年 4月 1日公安委員会規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月13日公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「千葉県八日市場警察署」を「千葉県匝瑳警察署」に改める部分に限る。）及び別表第2一般国道296号の項の改正規定は、平成18年 1月23日から施行する。

附 則（平成18年 2月21日公安委員会規則第2号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

附 則（平成13年 3月30日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年 5月31日公安委員会規則第3号）
この規則は、平成14年 6月 1日から施行する。

附 則（平成14年11月 1日公安委員会規則第9号）
この規則は、平成14年12月 1日から施行する。

附 則（平成15年10月21日公安委員会規則第8号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月 5日公安委員会規則第10号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3月19日公安委員会規則第1号）
（施行期日）

1 この規則は、平成16年 3月22日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正後の千葉県道路交通法施行細則（以下「新規規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規規則第6条の2の規定の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

附 則（平成16年 3月30日公安委員会規則第2号）
この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則（平成16年 7月 6日公安委員会規則第6号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3月25日公安委員会規則第1号）
この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年 4月 1日公安委員会規則第2号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月13日公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「千葉県八日市場警察署」を「千葉県匝瑳警察署」に改める部分に限る。）及び別表第2一般国道296号の項の改正規定は、平成18年 1月23日から施行する。

附 則（平成18年 2月21日公安委員会規則第2号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

<p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成18年3月17日公安委員会規則第4号） この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「千葉県千倉警察署・千葉県鴨川警察署」を「千葉県鴨川警察署」に改める部分に限る。）は、同月20日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月31日公安委員会規則第10号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年5月16日公安委員会規則第11号） この規則は、平成18年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年5月30日公安委員会規則第13号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成18年8月18日公安委員会規則第14号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月23日公安委員会規則第4号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年6月1日公安委員会規則第9号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年6月2日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成19年7月3日公安委員会規則第11号） この規則は、平成19年7月4日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年8月7日公安委員会規則第13号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定</p>	<p>2 この規則の施行前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成18年3月17日公安委員会規則第4号） この規則は、平成18年3月27日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「千葉県千倉警察署・千葉県鴨川警察署」を「千葉県鴨川警察署」に改める部分に限る。）は、同月20日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月31日公安委員会規則第10号） この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年5月16日公安委員会規則第11号） この規則は、平成18年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年5月30日公安委員会規則第13号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成18年8月18日公安委員会規則第14号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月23日公安委員会規則第4号） この規則は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年6月1日公安委員会規則第9号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年6月2日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則（平成19年7月3日公安委員会規則第11号） この規則は、平成19年7月4日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年8月7日公安委員会規則第13号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定</p>
---	---

及び別記第3号様式から第3号様式の3までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に昭和48年千葉県公安委員会告示第1号（千葉県公安委員会の定める交通規制の対象から除く車両の指定。以下「告示」という。）に基づき千葉県公安委員会が交付した通行禁止除外指定標章は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、改正後の千葉県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第2条の3第3項の規定により交付された通行禁止除外指定車標章とみなす。

3 施行日前に告示に基づき千葉県公安委員会が交付した駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両に係る標章（歩行の困難な者、色素性乾皮症患者及び知的障害者が使用する車両（以下「歩行困難者等使用車両」という。）に係るものを除く。）は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、改正後の規則第2条の3第3項の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。

4 施行日前に告示に基づき千葉県公安委員会が交付した駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両に係る標章（歩行困難者等使用車両に係るものに限る。）は、施行日から3年を経過するまでの間は、改正後の規則第2条の3第3項の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。

5 施行日前に告示に基づき警察署長が交付した駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両に係る標章は、施行日から1年を経過するまでの間は、改正後の規則第2条の3第3項の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。

附 則（平成19年9月28日公安委員会規則第14号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月11日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月7日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第18条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日公安委員会規則第12号）

及び別記第3号様式から第3号様式の3までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に昭和48年千葉県公安委員会告示第1号（千葉県公安委員会の定める交通規制の対象から除く車両の指定。以下「告示」という。）に基づき千葉県公安委員会が交付した通行禁止除外指定標章は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、改正後の千葉県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第2条の3第3項の規定により交付された通行禁止除外指定車標章とみなす。

3 施行日前に告示に基づき千葉県公安委員会が交付した駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両に係る標章（歩行の困難な者、色素性乾皮症患者及び知的障害者が使用する車両（以下「歩行困難者等使用車両」という。）に係るものを除く。）は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、改正後の規則第2条の3第3項の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。

4 施行日前に告示に基づき千葉県公安委員会が交付した駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両に係る標章（歩行困難者等使用車両に係るものに限る。）は、施行日から3年を経過するまでの間は、改正後の規則第2条の3第3項の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。

5 施行日前に告示に基づき警察署長が交付した駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両に係る標章は、施行日から1年を経過するまでの間は、改正後の規則第2条の3第3項の規定により交付された駐車禁止除外指定車標章とみなす。

附 則（平成19年9月28日公安委員会規則第14号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月11日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月7日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月28日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第18条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日公安委員会規則第12号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月15日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月29日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県道路交通法施行細則第7条第1号アの規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年3月19日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成22年4月19日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日公安委員会規則第2号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月4日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成23年11月7日から施行する。

附 則（平成24年3月16日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月20日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月15日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月29日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日公安委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県道路交通法施行細則第7条第1号アの規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成22年3月19日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成22年4月19日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日公安委員会規則第2号抄）
（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月4日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成23年11月7日から施行する。

附 則（平成24年3月16日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月29日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月20日公安委員会規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 5 月30日公安委員会規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条の 2 の改正規定は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 8 月26日公安委員会規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 2 月13日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、平成27年 2 月16日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日公安委員会規則第 4 号）
この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月31日公安委員会規則第 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月 4 日公安委員会規則第 9 号）
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日公安委員会規則第 3 号）
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 3 日公安委員会規則第 1 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 3 月12日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成29年 3 月31日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年10月17日公安委員会規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月 1 日公安委員会規則第 7 号）
この規則は、平成30年 6 月 2 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、平成31年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 5 月30日公安委員会規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条の 2 の改正規定は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 8 月26日公安委員会規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 2 月13日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、平成27年 2 月16日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日公安委員会規則第 4 号）
この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月31日公安委員会規則第 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月 4 日公安委員会規則第 9 号）
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日公安委員会規則第 3 号）
この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 3 日公安委員会規則第 1 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 3 月12日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の前日に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成29年 3 月31日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年10月17日公安委員会規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月23日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月 1 日公安委員会規則第 7 号）
この規則は、平成30年 6 月 2 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日公安委員会規則第 1 号）
この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日公安委員会規則第 2 号）
この規則は、平成31年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年7月30日公安委員会規則第1号）
この規則は、令和元年7月31日から施行する。

附 則（令和元年11月29日公安委員会規則第3号）
この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和元年12月10日公安委員会規則第4号）
この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月31日公安委員会規則第3号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日公安委員会規則第2号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第4号及び別記第1号様式の2から第1号様式の4までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月6日公安委員会規則第6号）
この規則は、令和3年4月12日から施行する。

附 則（令和3年5月31日公安委員会規則第7号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年7月8日公安委員会規則第7号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年7月11日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年10月28日公安委員会規則第8号）
この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日公安委員会規則第10号）
この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日公安委員会規則第1号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月30日公安委員会規則第1号）
この規則は、令和元年7月31日から施行する。

附 則（令和元年11月29日公安委員会規則第3号）
この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和元年12月10日公安委員会規則第4号）
この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月31日公安委員会規則第3号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日公安委員会規則第2号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第4号及び別記第1号様式の2から第1号様式の4までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月6日公安委員会規則第6号）
この規則は、令和3年4月12日から施行する。

附 則（令和3年5月31日公安委員会規則第7号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年7月8日公安委員会規則第7号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年7月11日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年10月28日公安委員会規則第8号）
この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日公安委員会規則第10号）
この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日公安委員会規則第1号）
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月27日公安委員会規則第9号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第2条第4項第4号）

- 千葉県香取警察署
- 千葉県銚子警察署
- 千葉県旭警察署
- 千葉県匝瑳警察署
- 千葉県いすみ警察署
- 千葉県勝浦警察署
- 千葉県富津警察署
- 千葉県館山警察署
- 千葉県鴨川警察署

別表第2（第2条の3第1項第4号ク(ア)及び(イ)）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各級
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各級
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各級
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
	移動機能	1級から2級までの各級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症

附 則（令和5年6月27日公安委員会規則第9号）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別表第1（第2条第4項第4号）

- 千葉県香取警察署
- 千葉県銚子警察署
- 千葉県旭警察署
- 千葉県匝瑳警察署
- 千葉県いすみ警察署
- 千葉県勝浦警察署
- 千葉県富津警察署
- 千葉県館山警察署
- 千葉県鴨川警察署

別表第2（第2条の3第1項第4号ク(ア)及び(イ)）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各級
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各級
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各級
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
	移動機能	1級から2級までの各級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各級
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症

		までの各項症
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

備考

下肢不自由の区分を適用するときは、当該中欄に掲げる障害の級別以外の障害の級別に該当する下肢の障害を有する者であつて、身体障害者福祉法に基づき交付を受けた身体障害者手帳に下肢の障害の程度が 1 級から 4 級までのいずれかである者として記載されているものの当該下肢の障害については、それぞれ当該中欄に掲げる障害の級別に該当する下肢の障害とみなす。

別表第 3（第 6 条の 2）

路線名等	区間
常磐自動車道	流山市大字下花輪地先県境から柏市大字上利根地先県境まで
東関東自動車道千葉富津線	千葉市中央区浜野町地先から富津市竹岡地先まで
東関東自動車道水戸線	松戸市小山字堤際無番地先から香取市磯山地先県境まで
成田国際空港線	成田市山の作地先から取香地先まで
一般国道 14 号及び一般国道 16 号（京葉道路）	市川市大和田地先県境から千葉市中央区浜野町 242 番 1 地先まで
一般国道 126 号（千葉東金道路）	山武郡横芝光町大字遠山字庚塚 277 番 1 地先から千葉市中央区星久喜町 279 番地先まで
一般国道 126 号（銚子連絡道路）	山武郡横芝光町両国新田字稲荷穴 71 番 1 地先から山武市松尾町谷津字平台 133 番 1 地先まで

		までの各項症
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

備考

下肢不自由の区分を適用するときは、当該中欄に掲げる障害の級別以外の障害の級別に該当する下肢の障害を有する者であつて、身体障害者福祉法に基づき交付を受けた身体障害者手帳に下肢の障害の程度が 1 級から 4 級までのいずれかである者として記載されているものの当該下肢の障害については、それぞれ当該中欄に掲げる障害の級別に該当する下肢の障害とみなす。

別表第 3（第 6 条の 2）

路線名等	区間
常磐自動車道	流山市大字下花輪地先県境から柏市大字上利根地先県境まで
東関東自動車道千葉富津線	千葉市中央区浜野町地先から富津市竹岡地先まで
東関東自動車道水戸線	松戸市小山字堤際無番地先から香取市磯山地先県境まで
成田国際空港線	成田市山の作地先から取香地先まで
一般国道 14 号及び一般国道 16 号（京葉道路）	市川市大和田地先県境から千葉市中央区浜野町 242 番 1 地先まで
一般国道 126 号（千葉東金道路）	山武郡横芝光町大字遠山字庚塚 277 番 1 地先から千葉市中央区星久喜町 279 番地先まで
一般国道 126 号（銚子連絡道路）	山武郡横芝光町両国新田字稲荷穴 71 番 1 地先から山武市松尾町谷津字平台 133 番 1 地先まで

一般国道127号(富津館山道路)	富津市竹岡字庭面1, 277番1地先から南房総市富浦町深名字杉原564番1地先まで
一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)	木更津市中島地先県境から菅生字祝崎411番2地先まで
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	東金市小野字羽戸1, 555番10地先から木更津市中尾字柳町219番2地先まで及び香取郡神崎町松崎字下利根川通無番地先県境から成田市吉岡1, 174番3地先まで
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜46番地先から市川市高谷2, 022番24地先まで
県道千葉船橋海浜線	習志野市谷津三丁目1, 891番551地先から茜浜一丁目3番地先まで
一般国道6号	松戸市上矢切地先県境から我孫子市青山地先県境まで
一般国道14号	市川市市川3丁目3, 065番7地先県境から船橋市西船4丁目304番1地先まで、船橋市海神町1丁目2, 371番1地先から習志野市鷺沼5丁目1, 753番2地先まで、千葉市花見川区幕張本郷1丁目37番地先から36番地先まで及び千葉市花見川区幕張1丁目地先から中央区登戸町3丁目地先まで
一般国道16号	野田市東金野井地先県境から千葉市稲毛区園生町地先まで及び千葉市稲毛区園生町地先から富津市富津字東町地先まで
一般国道51号	千葉市中央区本町一丁目1番26地先から若葉区桜木二丁目24地先まで及び千葉市若葉区貝塚町870番1地先から香取市佐原口1, 995番地7地先まで
一般国道124号	銚子市唐子町300番3地先から大橋町14番10地先県境まで
一般国道126号	銚子市三軒町10番1地先から千葉市稲毛区園生町453番1地先まで及び山武郡横芝光町芝崎字谷畑2, 404番1地先から字砂崎1, 939番地先まで
一般国道127号	館山市北条1, 231番2地先から南房総市富浦町

一般国道127号(富津館山道路)	富津市竹岡字庭面1, 277番1地先から南房総市富浦町深名字杉原564番1地先まで
一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)	木更津市中島地先県境から菅生字祝崎411番2地先まで
一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)	東金市小野字羽戸1, 555番10地先から木更津市中尾字柳町219番2地先まで及び香取郡神崎町松崎字下利根川通無番地先県境から成田市吉岡1, 174番3地先まで
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜46番地先から市川市高谷2, 022番24地先まで
県道千葉船橋海浜線	習志野市谷津三丁目1, 891番551地先から茜浜一丁目3番地先まで
一般国道6号	松戸市上矢切地先県境から我孫子市青山地先県境まで
一般国道14号	市川市市川3丁目3, 065番7地先県境から船橋市西船4丁目304番1地先まで、船橋市海神町1丁目2, 371番1地先から習志野市鷺沼5丁目1, 753番2地先まで、千葉市花見川区幕張本郷1丁目37番地先から36番地先まで及び千葉市花見川区幕張1丁目地先から中央区登戸町3丁目地先まで
一般国道16号	野田市東金野井地先県境から千葉市稲毛区園生町地先まで及び千葉市稲毛区園生町地先から富津市富津字東町地先まで
一般国道51号	千葉市中央区本町一丁目1番26地先から若葉区桜木二丁目24地先まで及び千葉市若葉区貝塚町870番1地先から香取市佐原口1, 995番地7地先まで
一般国道124号	銚子市唐子町300番3地先から大橋町14番10地先県境まで
一般国道126号	銚子市三軒町10番1地先から千葉市稲毛区園生町453番1地先まで及び山武郡横芝光町芝崎字谷畑2, 404番1地先から字砂崎1, 939番地先まで
一般国道127号	館山市北条1, 231番2地先から南房総市富浦町

	深名字杉原564番1地先まで及び富津市鶴岡地先から木更津市桜井地先まで
一般国道128号	茂原市本納字廻田2,625番2地先から東金市台方字下浦沼1,229番1地先まで
一般国道295号	成田市取香字宮下53番14地先から寺台字沖78番1地先まで
一般国道296号	匝瑳市八日市場ホ字大境1番1地先から印旛郡酒々井町本佐倉字西尾上り8番18地先まで及び八千代市勝田字西割1,353番6地先から船橋市宮本町9丁目304番3地先まで
一般国道297号	市原市村上字霞起返884番57地先から五井南海岸41番1地先まで
一般国道298号	松戸市小山地先から市川市高谷2,020番41地先まで
一般国道357号	千葉市中央区村田町地先から登戸町3丁目地先まで、千葉市花見川区検見川3丁目地先から浦安市舞浜地先県境まで及び船橋市西浦町地先から市川市二俣地先まで
一般国道408号	成田市寺台字沖77番1地先から竜台字上伊谷田966番2地先まで
一般国道409号	木更津市中島字日之宮地先から袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先まで、袖ヶ浦市三箇1,981番1地先から林360番1地先まで及び富里市新中沢字南台150番2地先から成田市並木町字並木畑70番1地先まで
一般国道410号	木更津市下郡1,410番10地先から袖ヶ浦市三箇1,981番1地先まで及び袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先から神納字新林4,230番1地先まで
一般国道464号	鎌ヶ谷市初富字林跡928番25地先から成田市押畑字浅間下1,174番2地先まで及び成田市並木町字並木畑60番13地先から41番37地先まで
一般国道465号	君津市大岩字大沢288番1地先から東栗倉字柵414番1地先まで
県道つくば野田線	野田市目吹字目吹新田3,388番2地先県境から

	深名字杉原564番1地先まで及び富津市鶴岡地先から木更津市桜井地先まで
一般国道128号	茂原市本納字廻田2,625番2地先から東金市台方字下浦沼1,229番1地先まで
一般国道295号	成田市取香字宮下53番14地先から寺台字沖78番1地先まで
一般国道296号	匝瑳市八日市場ホ字大境1番1地先から印旛郡酒々井町本佐倉字西尾上り8番18地先まで及び八千代市勝田字西割1,353番6地先から船橋市宮本町9丁目304番3地先まで
一般国道297号	市原市村上字霞起返884番57地先から五井南海岸41番1地先まで
一般国道298号	松戸市小山地先から市川市高谷2,020番41地先まで
一般国道357号	千葉市中央区村田町地先から登戸町3丁目地先まで、千葉市花見川区検見川3丁目地先から浦安市舞浜地先県境まで及び船橋市西浦町地先から市川市二俣地先まで
一般国道408号	成田市寺台字沖77番1地先から竜台字上伊谷田966番2地先まで
一般国道409号	木更津市中島字日之宮地先から袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先まで、袖ヶ浦市三箇1,981番1地先から林360番1地先まで及び富里市新中沢字南台150番2地先から成田市並木町字並木畑70番1地先まで
一般国道410号	木更津市下郡1,410番10地先から袖ヶ浦市三箇1,981番1地先まで及び袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先から神納字新林4,230番1地先まで
一般国道464号	鎌ヶ谷市初富字林跡928番25地先から成田市押畑字浅間下1,174番2地先まで及び成田市並木町字並木畑60番13地先から41番37地先まで
一般国道465号	君津市大岩字大沢288番1地先から東栗倉字柵414番1地先まで
県道つくば野田線	野田市目吹字目吹新田3,388番2地先県境から

	鶴奉字庚申塚1番1地先まで
県道松戸野田線	流山市谷字堤外107番地先から野田市野田字東下町270番3地先まで
県道市川浦安線	市川市稲荷木1丁目288番1地先から稲荷木2丁目126番1地先まで
県道我孫子関宿線	野田市目吹字下夕村1,704番1地先から木間ヶ瀬字浅間久保1,020番3地先まで
県道船橋我孫子線	船橋市若松1丁目2,891番3地先から柏市大島田字榎戸405番1地先まで
県道東京浦安線	浦安市当代島1丁目283番6地先県境から北栄1丁目642番9地先まで
県道市原茂原線	市原市姉崎海岸27番1地先から姉崎字下菜飯590番1地先まで
県道千葉茂原線	千葉市中央区浜野町1,025番地先から緑区中西町121番地先まで及び市原市草刈698番7地先から長生郡長柄町国府里字久保田576番1地先まで
県道千葉船橋海浜線	習志野市芝園三丁目10番2地先から船橋市若松二丁目7番3地先まで、習志野市茜浜一丁目9番22地先から3番地先まで及び千葉市美浜区幕張西四丁目7,804番地先から豊砂1番地先まで
県道結城野田線	野田市関宿台町字納谷3,493番2地先県境から中里字愛宕前626番1地先まで
県道越谷野田線	野田市中野台字川岸台714番7地先県境から字兎内397番1地先まで
県道千葉大網線	千葉市中央区神明町20番地先から19番地先まで及び千葉市中央区長洲一丁目143番地先から65番地先まで
県道五井本納線	茂原市大沢字橋戸1,438番1地先から本納字廻田2,625番2地先まで
県道千葉八街横芝線	山武市松尾町蕪木199番1地先から松尾町松尾38番地先まで及び山武市松尾町八田字名城3,356番1地先から3,458番1地先まで
県道木更津末吉線	木更津市太田四丁目11番20地先から請西字平川

	鶴奉字庚申塚1番1地先まで
県道松戸野田線	流山市谷字堤外107番地先から野田市野田字東下町270番3地先まで
県道市川浦安線	市川市稲荷木1丁目288番1地先から稲荷木2丁目126番1地先まで
県道我孫子関宿線	野田市目吹字下夕村1,704番1地先から木間ヶ瀬字浅間久保1,020番3地先まで
県道船橋我孫子線	船橋市若松1丁目2,891番3地先から柏市大島田字榎戸405番1地先まで
県道東京浦安線	浦安市当代島1丁目283番6地先県境から北栄1丁目642番9地先まで
県道市原茂原線	市原市姉崎海岸27番1地先から姉崎字下菜飯590番1地先まで
県道千葉茂原線	千葉市中央区浜野町1,025番地先から緑区中西町121番地先まで及び市原市草刈698番7地先から長生郡長柄町国府里字久保田576番1地先まで
県道千葉船橋海浜線	習志野市芝園三丁目10番2地先から船橋市若松二丁目7番3地先まで、習志野市茜浜一丁目9番22地先から3番地先まで及び千葉市美浜区幕張西四丁目7,804番地先から豊砂1番地先まで
県道結城野田線	野田市関宿台町字納谷3,493番2地先県境から中里字愛宕前626番1地先まで
県道越谷野田線	野田市中野台字川岸台714番7地先県境から字兎内397番1地先まで
県道千葉大網線	千葉市中央区神明町20番地先から19番地先まで及び千葉市中央区長洲一丁目143番地先から65番地先まで
県道五井本納線	茂原市大沢字橋戸1,438番1地先から本納字廻田2,625番2地先まで
県道千葉八街横芝線	山武市松尾町蕪木199番1地先から松尾町松尾38番地先まで及び山武市松尾町八田字名城3,356番1地先から3,458番1地先まで
県道木更津末吉線	木更津市太田四丁目11番20地先から請西字平川

	1, 801番3地先まで及び木更津市かずさ鎌足一丁目2番地先から矢那字兎谷1, 656番1地先まで
県道千葉鴨川線	市原市姉崎字下菜飯590番1地先から天羽田字後谷台501番1地先まで
県道境杉戸線	野田市関宿町1, 401番2地先から関宿元町1番1地先まで
県道君津平川線	君津市根本字台田654番2地先から木更津市椿字上谷田694番1地先まで
県道銚子停車場線	銚子市西芝町1番地先から三軒町10番地先まで
県道八街三里塚線	八街市八街字追分台に242番6地先から富里市御料字葉山750番4地先まで
県道成田小見川鹿島港線	成田市寺台字川向67番4地先から取香字光福寺467番1地先まで及び成田市取香字井戸作361番1地先から香取郡多古町十余三字赤池282番1地先まで
県道野田牛久線	野田市野田字東下町270番3地先から中根字鹿島原19番4地先まで
県道守谷流山線	柏市若菜字天王前327番5地先から十余二字下大塚380番108地先まで
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	船橋市習志野一丁目266番4地先から習志野二丁目144番5地先まで
県道成田松尾線	成田市小菅字木戸前1, 394番地先から山武市松尾町猿尾496番地先まで、山武市松尾町山室字高砂1, 600番地先から松尾町蕪木746番地先まで、山武郡芝山町大里字柳谷57番10地先から山田字並塚1, 130番1地先まで及び山武郡芝山町大里字木戸場78番1地先から字柳谷32番11地先まで
県道佐倉印西線	佐倉市神門字宿476番1地先から石川字新山551番3地先まで
県道浜野四街道長沼線	千葉市稲毛区小深町43番地先から長沼町76番地先まで
県道生実本納線	千葉市緑区平山町1, 852番地3地先から茂原市大沢字橋戸1, 437番1地先まで

	1, 801番3地先まで及び木更津市かずさ鎌足一丁目2番地先から矢那字兎谷1, 656番1地先まで
県道千葉鴨川線	市原市姉崎字下菜飯590番1地先から天羽田字後谷台501番1地先まで
県道境杉戸線	野田市関宿町1, 401番2地先から関宿元町1番1地先まで
県道君津平川線	君津市根本字台田654番2地先から木更津市椿字上谷田694番1地先まで
県道銚子停車場線	銚子市西芝町1番地先から三軒町10番地先まで
県道八街三里塚線	八街市八街字追分台に242番6地先から富里市御料字葉山750番4地先まで
県道成田小見川鹿島港線	成田市寺台字川向67番4地先から取香字光福寺467番1地先まで及び成田市取香字井戸作361番1地先から香取郡多古町十余三字赤池282番1地先まで
県道野田牛久線	野田市野田字東下町270番3地先から中根字鹿島原19番4地先まで
県道守谷流山線	柏市若菜字天王前327番5地先から十余二字下大塚380番108地先まで
県道千葉鎌ヶ谷松戸線	船橋市習志野一丁目266番4地先から習志野二丁目144番5地先まで
県道成田松尾線	成田市小菅字木戸前1, 394番地先から山武市松尾町猿尾496番地先まで、山武市松尾町山室字高砂1, 600番地先から松尾町蕪木746番地先まで、山武郡芝山町大里字柳谷57番10地先から山田字並塚1, 130番1地先まで及び山武郡芝山町大里字木戸場78番1地先から字柳谷32番11地先まで
県道佐倉印西線	佐倉市神門字宿476番1地先から石川字新山551番3地先まで
県道浜野四街道長沼線	千葉市稲毛区小深町43番地先から長沼町76番地先まで
県道生実本納線	千葉市緑区平山町1, 852番地3地先から茂原市大沢字橋戸1, 437番1地先まで

県道富里酒々井線	印旛郡酒々井町尾上字深田811番3地先から富里市七栄字新込4番4地先まで
県道袖ヶ浦中島木更津線	袖ヶ浦市奈良輪字上奈良輪287番地先から坂戸市場字大川端1,710番1地先まで、木更津市金田東五丁目2番1地先から江川字廻り田634番1地先まで及び木更津市吾妻二丁目646番14地先から中央二丁目1,188番11地先まで
県道木更津富津線	木更津市永井作字大豆造279番1地先から清見台二丁目1番1地先まで、木更津市太田一丁目2,543番1地先から潮見四丁目1番2地先まで及び君津市大和田字浜667番7地先から富津市新富78番1地先まで
県道君津鴨川線	君津市根本字屋佐田式913番2地先から東栗倉字柵414番1地先まで
県道久留里鹿野山湊線	君津市大野台字和見525番1地先から東栗倉字柵414番1地先まで
県道成田両国線	富里市七栄字西二本榎402番1地先から字東内野296番1地先まで
県道八日市場佐倉線	山武郡芝山町大里字天王谷1,974番1地先から字柳谷57番10地先まで及び成田市三里塚字上町41番1地先から富里市七栄字西二本榎402番1地先まで
県道横芝停車場吉田線	山武郡横芝光町二又字大喰295番1地先から匝瑳市久方字砂子田385番1地先まで
県道緑海東金線	山武市小松字道面下712番2地先から東金市田間字村上1,263番地先まで
県道宗吾酒々井線	印旛郡酒々井町酒々井字大道872番地先から上本佐倉字新宿83番地先まで
県道船橋埠頭線	船橋市湊町1丁目2,424番1地先から日の出2丁目6番4地先まで
県道岩井関宿野田線	野田市木間ヶ瀬字谷中2,702番1地先から字中新宿5,316番1地先まで
県道小櫃佐貫停車場線	君津市根本字台田654番2地先から大井戸字天王前954番1地先まで

県道富里酒々井線	印旛郡酒々井町尾上字深田811番3地先から富里市七栄字新込4番4地先まで
県道袖ヶ浦中島木更津線	袖ヶ浦市奈良輪字上奈良輪287番地先から坂戸市場字大川端1,710番1地先まで、木更津市金田東五丁目2番1地先から江川字廻り田634番1地先まで及び木更津市吾妻二丁目646番14地先から中央二丁目1,188番11地先まで
県道木更津富津線	木更津市永井作字大豆造279番1地先から清見台二丁目1番1地先まで、木更津市太田一丁目2,543番1地先から潮見四丁目1番2地先まで及び君津市大和田字浜667番7地先から富津市新富78番1地先まで
県道君津鴨川線	君津市根本字屋佐田式913番2地先から東栗倉字柵414番1地先まで
県道久留里鹿野山湊線	君津市大野台字和見525番1地先から東栗倉字柵414番1地先まで
県道成田両国線	富里市七栄字西二本榎402番1地先から字東内野296番1地先まで
県道八日市場佐倉線	山武郡芝山町大里字天王谷1,974番1地先から字柳谷57番10地先まで及び成田市三里塚字上町41番1地先から富里市七栄字西二本榎402番1地先まで
県道横芝停車場吉田線	山武郡横芝光町二又字大喰295番1地先から匝瑳市久方字砂子田385番1地先まで
県道緑海東金線	山武市小松字道面下712番2地先から東金市田間字村上1,263番地先まで
県道宗吾酒々井線	印旛郡酒々井町酒々井字大道872番地先から上本佐倉字新宿83番地先まで
県道船橋埠頭線	船橋市湊町1丁目2,424番1地先から日の出2丁目6番4地先まで
県道岩井関宿野田線	野田市木間ヶ瀬字谷中2,702番1地先から字中新宿5,316番1地先まで
県道小櫃佐貫停車場線	君津市根本字台田654番2地先から大井戸字天王前954番1地先まで

県道船橋行徳線	市川市二俣二丁目67番地先から原木三丁目1,046番地先まで
県道本千葉停車場線	千葉市中央区本千葉町11番2地先から新宿1丁目324番2地先まで
県道浦安停車場線	浦安市北栄1丁目642番9地先から海楽2丁目32番1地先まで
県道市原埠頭線	市原市八幡海岸通1,969番27地先から3番17地先まで
県道外川港線	銚子市馬場町4番1地先から西芝町10番1地先まで
県道木更津港線	木更津市富士見三丁目1,933番3地先から中央三丁目1,933番33地先まで
県道銚子公園線	銚子市陣屋町2番15地先から海鹿島町5,258番地先まで
県道木更津袖ヶ浦線	木更津市朝日3丁目2,538番2地先から袖ヶ浦市坂戸市場字見岳983番1地先まで
県道西浦安停車場線	浦安市鉄鋼通り3丁目180番地先から美浜3丁目20番1地先まで
県道神門八街線	佐倉市神門字宿472番11地先から八街市八街字北富士見ほ746番1地先まで
県道袖ヶ浦姉崎停車場線	袖ヶ浦市今井一丁目72番3地先から1番33地先まで
県道夏見小室線	船橋市みやぎ台3丁目148番1地先から小室町2,467番2地先まで
県道大里小池線	山武郡芝山町大里字木戸場73番1地先から字於品崎2,834番2地先まで
千葉市道新町問屋町線	千葉市中央区神明町24番地先から14番地先まで及び千葉市中央区出洲港537番地先から問屋町104番地先まで
千葉市道市場町4号線	千葉市中央区市場町76番地先から2番地先まで
千葉市道新港穴川線	千葉市美浜区新港224番地先から稲毛区穴川三丁目5番地先まで
千葉市道新田町村田町	千葉市中央区神明町5番地先から港町2番地先

県道船橋行徳線	市川市二俣二丁目67番地先から原木三丁目1,046番地先まで
県道本千葉停車場線	千葉市中央区本千葉町11番2地先から新宿1丁目324番2地先まで
県道浦安停車場線	浦安市北栄1丁目642番9地先から海楽2丁目32番1地先まで
県道市原埠頭線	市原市八幡海岸通1,969番27地先から3番17地先まで
県道外川港線	銚子市馬場町4番1地先から西芝町10番1地先まで
県道木更津港線	木更津市富士見三丁目1,933番3地先から中央三丁目1,933番33地先まで
県道銚子公園線	銚子市陣屋町2番15地先から海鹿島町5,258番地先まで
県道木更津袖ヶ浦線	木更津市朝日3丁目2,538番2地先から袖ヶ浦市坂戸市場字見岳983番1地先まで
県道西浦安停車場線	浦安市鉄鋼通り3丁目180番地先から美浜3丁目20番1地先まで
県道神門八街線	佐倉市神門字宿472番11地先から八街市八街字北富士見ほ746番1地先まで
県道袖ヶ浦姉崎停車場線	袖ヶ浦市今井一丁目72番3地先から1番33地先まで
県道夏見小室線	船橋市みやぎ台3丁目148番1地先から小室町2,467番2地先まで
県道大里小池線	山武郡芝山町大里字木戸場73番1地先から字於品崎2,834番2地先まで
千葉市道新町問屋町線	千葉市中央区神明町24番地先から14番地先まで及び千葉市中央区出洲港537番地先から問屋町104番地先まで
千葉市道市場町4号線	千葉市中央区市場町76番地先から2番地先まで
千葉市道新港穴川線	千葉市美浜区新港224番地先から稲毛区穴川三丁目5番地先まで
千葉市道新田町村田町	千葉市中央区神明町5番地先から港町2番地先

線	まで
千葉市道幸町5号線	千葉市美浜区幸町2丁目20番地先から19番地先まで
千葉市道千葉港黒砂台線	千葉市中央区千葉港119番地先から234番地先まで
千葉市道問屋町2号線	千葉市中央区問屋町109番地先から343番地先まで
千葉市道本町22号線	千葉市中央区本町3丁目1番地先から市場町73番地先まで
千葉市道新港2号線	千葉市美浜区新港179番地先から中央区千葉港8番地先まで及び千葉市美浜区新港9番地先から124番地先まで
千葉市道新港20号線	千葉市美浜区新港38番地先から22番地先まで
千葉市道新港23号線	千葉市美浜区新港9番地先から4番地先まで
千葉市道貝塚町宮崎町線	千葉市中央区都町3丁目35番地先から星久喜町213番地先まで
千葉市道松波新港線	千葉市美浜区新港36番地先から176番地先まで及び千葉市美浜区新港42番1地先から53番地先まで
千葉市道星久喜町138号線	千葉市中央区星久喜町215番地先から231番地先まで
千葉市道磯辺茂呂町線	千葉市若葉区大宮町2, 120番地2地先から緑区平山町1, 908番地3地先まで及び中央区赤井町744番地先から799番1地先まで
千葉市道中央赤井町線	千葉市中央区中央4丁目14番1地先から長洲1丁目65番14地先まで
千葉市道高洲中央港線	千葉市美浜区幸町一丁目37番14地先から中央区中央港二丁目66番地先まで
千葉市道出洲港1号線	千葉市中央区出洲港405番4地先から405番1地先まで
千葉市道出洲港4号線	千葉市中央区出洲港405番4地先から434番3地先まで
千葉市道本千葉町6号	千葉市中央区本千葉町8番19地先から中央4丁

線	まで
千葉市道幸町5号線	千葉市美浜区幸町2丁目20番地先から19番地先まで
千葉市道千葉港黒砂台線	千葉市中央区千葉港119番地先から234番地先まで
千葉市道問屋町2号線	千葉市中央区問屋町109番地先から343番地先まで
千葉市道本町22号線	千葉市中央区本町3丁目1番地先から市場町73番地先まで
千葉市道新港2号線	千葉市美浜区新港179番地先から中央区千葉港8番地先まで及び千葉市美浜区新港9番地先から124番地先まで
千葉市道新港20号線	千葉市美浜区新港38番地先から22番地先まで
千葉市道新港23号線	千葉市美浜区新港9番地先から4番地先まで
千葉市道貝塚町宮崎町線	千葉市中央区都町3丁目35番地先から星久喜町213番地先まで
千葉市道松波新港線	千葉市美浜区新港36番地先から176番地先まで及び千葉市美浜区新港42番1地先から53番地先まで
千葉市道星久喜町138号線	千葉市中央区星久喜町215番地先から231番地先まで
千葉市道磯辺茂呂町線	千葉市若葉区大宮町2, 120番地2地先から緑区平山町1, 908番地3地先まで及び中央区赤井町744番地先から799番1地先まで
千葉市道中央赤井町線	千葉市中央区中央4丁目14番1地先から長洲1丁目65番14地先まで
千葉市道高洲中央港線	千葉市美浜区幸町一丁目37番14地先から中央区中央港二丁目66番地先まで
千葉市道出洲港1号線	千葉市中央区出洲港405番4地先から405番1地先まで
千葉市道出洲港4号線	千葉市中央区出洲港405番4地先から434番3地先まで
千葉市道本千葉町6号	千葉市中央区本千葉町8番19地先から中央4丁

線	目15番2地先まで
千葉市道西千葉駅稲荷町線	千葉市中央区都町3丁目1番1地先から稲荷町2丁目17番6地先まで
千葉市道千葉大網線	千葉市緑区平山町1,926番21地先から中央区赤井町760番5地先まで及び中央区千葉寺町1,210番8地先から松ヶ丘町60番23地先まで
千葉市道浜野四街道長沼線	千葉市中央区生実町1,135番地先から1,601番4地先まで
千葉市道生実本納線	千葉市中央区生実町1,546番2地先から赤井町776番地先まで及び緑区鎌取町273番6地先から辺田町285番1地先まで
千葉市道塩田町誉田町線	千葉市中央区生実町883番14地先から771番1地先まで
千葉市道千葉臨海線	千葉市美浜区中瀬二丁目地先から新港224番地先まで
千葉市道中央港6号線	千葉市美浜区新港9番地先から中央区中央港一丁目203番2地先まで
千葉指定市道蘇我町線	千葉市中央区蘇我二丁目70番2地先から蘇我四丁目662番20地先まで
千葉市道新港17号線	千葉市美浜区新港89番1地先から74番4地先まで
銚子市道双葉町2号線	銚子市双葉町6番30地先から1番8地先まで
銚子市道飯沼町三軒町1号線	銚子市中央町3番1地先から6番27地先まで
銚子市道中央町1号線	銚子市中央町9番22地先から1番35地先まで
銚子市道清水明神線	銚子市明神町2丁目228番地先から263番地先まで
市川市道0102号線	市川市塩浜3丁目16番地先から30番地先まで
市川市道0103号線	市川市千鳥町12番地先から塩浜1丁目14番地先まで
市川市道0112号線	市川市上妙典1,569番2地先から高谷新町24番1地先まで
市川市道0114号線	市川市原木3丁目1,046番地先から二俣717番地

線	目15番2地先まで
千葉市道西千葉駅稲荷町線	千葉市中央区都町3丁目1番1地先から稲荷町2丁目17番6地先まで
千葉市道千葉大網線	千葉市緑区平山町1,926番21地先から中央区赤井町760番5地先まで及び中央区千葉寺町1,210番8地先から松ヶ丘町60番23地先まで
千葉市道浜野四街道長沼線	千葉市中央区生実町1,135番地先から1,601番4地先まで
千葉市道生実本納線	千葉市中央区生実町1,546番2地先から赤井町776番地先まで及び緑区鎌取町273番6地先から辺田町285番1地先まで
千葉市道塩田町誉田町線	千葉市中央区生実町883番14地先から771番1地先まで
千葉市道千葉臨海線	千葉市美浜区中瀬二丁目地先から新港224番地先まで
千葉市道中央港6号線	千葉市美浜区新港9番地先から中央区中央港一丁目203番2地先まで
千葉指定市道蘇我町線	千葉市中央区蘇我二丁目70番2地先から蘇我四丁目662番20地先まで
千葉市道新港17号線	千葉市美浜区新港89番1地先から74番4地先まで
銚子市道双葉町2号線	銚子市双葉町6番30地先から1番8地先まで
銚子市道飯沼町三軒町1号線	銚子市中央町3番1地先から6番27地先まで
銚子市道中央町1号線	銚子市中央町9番22地先から1番35地先まで
銚子市道清水明神線	銚子市明神町2丁目228番地先から263番地先まで
市川市道0102号線	市川市塩浜3丁目16番地先から30番地先まで
市川市道0103号線	市川市千鳥町12番地先から塩浜1丁目14番地先まで
市川市道0112号線	市川市上妙典1,569番2地先から高谷新町24番1地先まで
市川市道0114号線	市川市原木3丁目1,046番地先から二俣717番地

	先まで
市川市道0115号線	市川市二俣新町5番地先から17番地先まで
市川市道0116号線	市川市二俣465番地先から原木2,526番地先まで
市川市道0209号線	市川市本行徳2,554番39地先から2,554番12地先まで
市川市道0213号線	市川市原木四丁目2,578番地先から高谷1,832番地先まで
市川市道0214号線	市川市田尻1丁目80番地先から田尻4丁目508番地先まで
市川市道7119号線	市川市高谷新町14番9地先から11番1地先まで
市川市道7120号線	市川市高谷新町11番1地先から12番9地先まで
市川市道9399号線	市川市塩浜三丁目4番1地先から4番2地先まで
市川市道9404号線	市川市塩浜二丁目4番地先から千鳥町15番地先まで
船橋市道第00—066号線	船橋市西浦2丁目27番地先から7番11地先まで
船橋市道第08—004号線	船橋市西浦2丁目3番24地先から3番4地先まで
船橋市道第09—001号線	船橋市潮見町30番地先から18番3地先まで
船橋市道第16—026号線	船橋市浜町2丁目1番45地先から浜町1丁目4番825地先まで
船橋市道第18—008号線	船橋市高瀬町56番11地先から56番2地先まで
館山市道1112号線	館山市八幡821番7地先から621番1地先まで
館山市道1214号線	館山市八幡621番1地先から湊49番1地先まで
館山市道3016号線	館山市湊493番27地先から八幡821番7地先まで
木更津市道127号線	木更津市潮浜一丁目19番4地先から潮見二丁目1番3地先まで
木更津市道127—2号線	木更津市木材港19番地先から20番1地先まで
木更津市道262—1号	木更津市長須賀2,529番3地先から2,532番1地先まで

	先まで
市川市道0115号線	市川市二俣新町5番地先から17番地先まで
市川市道0116号線	市川市二俣465番地先から原木2,526番地先まで
市川市道0209号線	市川市本行徳2,554番39地先から2,554番12地先まで
市川市道0213号線	市川市原木四丁目2,578番地先から高谷1,832番地先まで
市川市道0214号線	市川市田尻1丁目80番地先から田尻4丁目508番地先まで
市川市道7119号線	市川市高谷新町14番9地先から11番1地先まで
市川市道7120号線	市川市高谷新町11番1地先から12番9地先まで
市川市道9399号線	市川市塩浜三丁目4番1地先から4番2地先まで
市川市道9404号線	市川市塩浜二丁目4番地先から千鳥町15番地先まで
船橋市道第00—066号線	船橋市西浦2丁目27番地先から7番11地先まで
船橋市道第08—004号線	船橋市西浦2丁目3番24地先から3番4地先まで
船橋市道第09—001号線	船橋市潮見町30番地先から18番3地先まで
船橋市道第16—026号線	船橋市浜町2丁目1番45地先から浜町1丁目4番825地先まで
船橋市道第18—008号線	船橋市高瀬町56番11地先から56番2地先まで
館山市道1112号線	館山市八幡821番7地先から621番1地先まで
館山市道1214号線	館山市八幡621番1地先から湊49番1地先まで
館山市道3016号線	館山市湊493番27地先から八幡821番7地先まで
木更津市道127号線	木更津市潮浜一丁目19番4地先から潮見二丁目1番3地先まで
木更津市道127—2号線	木更津市木材港19番地先から20番1地先まで
木更津市道262—1号	木更津市長須賀2,529番3地先から2,532番1地先まで

線	先まで
木更津市道2410号線	木更津市新宿649番9地先から650番4地先まで
木更津市道4001号線	木更津市潮見6丁目3番2地先から潮見8丁目18番地先まで
木更津市道4017号線	木更津市桜井南町704番90地先から築地3番1地先まで
松戸市道10号線	松戸市二ツ木339番2地先から小金原8丁目35番地先まで
松戸市道32号線	松戸市南花島4丁目82番1地先から竹ヶ花162番地先まで
野田市道1030号線	野田市中里字上近江2, 176番3地先から2, 144番2地先まで
野田市道1061号線	野田市中野台字兎内397番1地先から船形1, 632番1地先まで
野田市道1252号線	野田市山崎字中地1, 979番5地先から二ツ塚字毛蔵坊286番5地先まで
野田市道1300号線	野田市船形2, 004番2地先から1, 629番7地先まで
野田市道1380号線	野田市泉一丁目1番地先から船形字根黒台884番1地先まで
野田市道11102号線	野田市尾崎字槇ノ内2, 282番2地先から中里字尾崎境143番10地先まで
野田市道11189号線	野田市中里字宮ノ後2, 849番1地先から字寺前2, 960番地先まで
野田市道11195号線	野田市尾崎字槇ノ内2, 399番2地先から中里字光浄寺3, 102番6地先まで
野田市道11197号線	野田市中里字光浄寺3, 078番14地先から3, 077番1地先まで
野田市道11198号線	野田市尾崎字槇ノ内2, 325番40地先から2, 288番1地先まで
野田市道11199号線	野田市中里字尾崎境222番1地先から字込角3, 003番地先まで
野田市道11208号線	野田市尾崎字槇ノ内2, 325番1地先から2, 305番

線	先まで
木更津市道2410号線	木更津市新宿649番9地先から650番4地先まで
木更津市道4001号線	木更津市潮見6丁目3番2地先から潮見8丁目18番地先まで
木更津市道4017号線	木更津市桜井南町704番90地先から築地3番1地先まで
松戸市道10号線	松戸市二ツ木339番2地先から小金原8丁目35番地先まで
松戸市道32号線	松戸市南花島4丁目82番1地先から竹ヶ花162番地先まで
野田市道1030号線	野田市中里字上近江2, 176番3地先から2, 144番2地先まで
野田市道1061号線	野田市中野台字兎内397番1地先から船形1, 632番1地先まで
野田市道1252号線	野田市山崎字中地1, 979番5地先から二ツ塚字毛蔵坊286番5地先まで
野田市道1300号線	野田市船形2, 004番2地先から1, 629番7地先まで
野田市道1380号線	野田市泉一丁目1番地先から船形字根黒台884番1地先まで
野田市道11102号線	野田市尾崎字槇ノ内2, 282番2地先から中里字尾崎境143番10地先まで
野田市道11189号線	野田市中里字宮ノ後2, 849番1地先から字寺前2, 960番地先まで
野田市道11195号線	野田市尾崎字槇ノ内2, 399番2地先から中里字光浄寺3, 102番6地先まで
野田市道11197号線	野田市中里字光浄寺3, 078番14地先から3, 077番1地先まで
野田市道11198号線	野田市尾崎字槇ノ内2, 325番40地先から2, 288番1地先まで
野田市道11199号線	野田市中里字尾崎境222番1地先から字込角3, 003番地先まで
野田市道11208号線	野田市尾崎字槇ノ内2, 325番1地先から2, 305番

	1 地先まで
野田市道11209号線	野田市中里字尾崎境143番1地先から字鶴ヶ谷237番1地先まで
野田市道63004号線	野田市上三ヶ尾金剛寺259番17地先から二ツ塚字西毛蔵坊138番1地先まで
野田市道63008号線	野田市二ツ塚字毛蔵坊286番5地先から上三ヶ尾259番6地先まで
野田市道71362号線	野田市はやま2番1地先から1番地先まで
野田市道71363号線	野田市はやま1番地先から1番地先まで
茂原市道1級8号線	茂原市早野字曲谷2,723番1地先から東茂原字長者台1番14地先まで
茂原市道3級1050号線	茂原市下太田1,054番1地先から本納字富士見台3,210番5地先まで
茂原市道3級1056号線	茂原市本納字富士見台3,210番23地先から3,210番2地先まで
茂原市道3級1057号線	茂原市本納字富士見台3,210番12地先から3,210番22地先まで
成田市道新泉1号線	成田市新泉35番1地先から11番1地先まで
成田市道新泉2号線	成田市新泉30番2地先から31番1地先まで
成田市道新泉3号線	成田市新泉27番地先から29番2地先まで
佐倉市道I—33号線	佐倉市石川字新山551番3地先から山王2丁目41番1地先まで
佐倉市道4—596号線	佐倉市大作地先から大作地先まで
東金市道164号線	東金市丹尾16番地1地先から丘山台二丁目9番地5地先まで
東金市道165号線	東金市丘山台二丁目9番地5地先から季美の森東二丁目590番地7地先まで
旭市道01—008号線	旭市鎌数字川西一番9,163番2地先から9,163番6地先まで
旭市道02—020号線	旭市鎌数字川西一番9,163番6地先から9,242番4地先まで
旭市道1—0203号線	旭市鎌数字川西一番9,242番4地先から9,163番14地先まで

	1 地先まで
野田市道11209号線	野田市中里字尾崎境143番1地先から字鶴ヶ谷237番1地先まで
野田市道63004号線	野田市上三ヶ尾金剛寺259番17地先から二ツ塚字西毛蔵坊138番1地先まで
野田市道63008号線	野田市二ツ塚字毛蔵坊286番5地先から上三ヶ尾259番6地先まで
野田市道71362号線	野田市はやま2番1地先から1番地先まで
野田市道71363号線	野田市はやま1番地先から1番地先まで
茂原市道1級8号線	茂原市早野字曲谷2,723番1地先から東茂原字長者台1番14地先まで
茂原市道3級1050号線	茂原市下太田1,054番1地先から本納字富士見台3,210番5地先まで
茂原市道3級1056号線	茂原市本納字富士見台3,210番23地先から3,210番2地先まで
茂原市道3級1057号線	茂原市本納字富士見台3,210番12地先から3,210番22地先まで
成田市道新泉1号線	成田市新泉35番1地先から11番1地先まで
成田市道新泉2号線	成田市新泉30番2地先から31番1地先まで
成田市道新泉3号線	成田市新泉27番地先から29番2地先まで
佐倉市道I—33号線	佐倉市石川字新山551番3地先から山王2丁目41番1地先まで
佐倉市道4—596号線	佐倉市大作地先から大作地先まで
東金市道164号線	東金市丹尾16番地1地先から丘山台二丁目9番地5地先まで
東金市道165号線	東金市丘山台二丁目9番地5地先から季美の森東二丁目590番地7地先まで
旭市道01—008号線	旭市鎌数字川西一番9,163番2地先から9,163番6地先まで
旭市道02—020号線	旭市鎌数字川西一番9,163番6地先から9,242番4地先まで
旭市道1—0203号線	旭市鎌数字川西一番9,242番4地先から9,163番14地先まで

習志野市道00—002号線	習志野市茜浜2丁目19番3地先から19番8地先まで
習志野市道13—062号線	習志野市茜浜3丁目33番7地先から38番2地先まで
習志野市道14—055号線	習志野市芝園2丁目1番25地先から1番30地先まで
習志野市道14—068号線	習志野市芝園2丁目1番42地先から1番30地先まで
柏市道11—3号線	柏市新十余二13番7地先から船戸字小船1, 653番1地先まで
柏市道17—101号線	柏市十余二字下大塚618番地先から380番117地先まで
柏市道18—4号線	柏市十余二字庚塚276番48地先から字下大塚380番69地先まで
柏市道22—1号線	柏市十余二字下大塚380番61地先から618番地先まで
柏市道01015号線	柏市新十余二14番1地先から船戸1, 653番7地先まで
柏市道01024号線	柏市柏の葉五丁目1番80地先から新十余二15番1地先まで
柏市道01209号線	柏市柏の葉五丁目1番80地先から十余二572番15地先まで
柏市道02017号線	柏市船戸1, 702番4地先から新十余二11番4地先まで
柏市道02018号線	柏市新十余二7番8地先から柏インター東3番4地先まで
柏市道02100号線	柏市藤ヶ谷1, 916番1地先から若白毛1, 084番3地先まで
柏市道02151号線	柏市十余二572番117地先から大青田691番1地先まで
柏市道20153号線	柏市船戸1, 702番4地先から小青田29番6地先まで
柏市道20169号線	柏市新十余二6番1地先から4番1地先まで

習志野市道00—002号線	習志野市茜浜2丁目19番3地先から19番8地先まで
習志野市道13—062号線	習志野市茜浜3丁目33番7地先から38番2地先まで
習志野市道14—055号線	習志野市芝園2丁目1番25地先から1番30地先まで
習志野市道14—068号線	習志野市芝園2丁目1番42地先から1番30地先まで
柏市道11—3号線	柏市新十余二13番7地先から船戸字小船1, 653番1地先まで
柏市道17—101号線	柏市十余二字下大塚618番地先から380番117地先まで
柏市道18—4号線	柏市十余二字庚塚276番48地先から字下大塚380番69地先まで
柏市道22—1号線	柏市十余二字下大塚380番61地先から618番地先まで
柏市道01015号線	柏市新十余二14番1地先から船戸1, 653番7地先まで
柏市道01024号線	柏市柏の葉五丁目1番80地先から新十余二15番1地先まで
柏市道01209号線	柏市柏の葉五丁目1番80地先から十余二572番15地先まで
柏市道02017号線	柏市船戸1, 702番4地先から新十余二11番4地先まで
柏市道02018号線	柏市新十余二7番8地先から柏インター東3番4地先まで
柏市道02100号線	柏市藤ヶ谷1, 916番1地先から若白毛1, 084番3地先まで
柏市道02151号線	柏市十余二572番117地先から大青田691番1地先まで
柏市道20153号線	柏市船戸1, 702番4地先から小青田29番6地先まで
柏市道20169号線	柏市新十余二6番1地先から4番1地先まで

柏市道20172号線	柏市新十余二3番1地先から船戸1,703番1地先まで
柏市道20198号線	柏市中十余二419番6地先から柏の葉五丁目3番地先まで
柏市道20211号線	柏市正連寺462番11地先から新十余二3番1地先まで
柏市道80195号線	柏市鷲野谷1,027番15地先から若白毛1,124番6地先まで
柏市道80199号線	柏市鷲野谷1,027番5地先から金山1,000番地先まで
市原市道11号線	市原市岩崎1,072番3地先から岩崎二丁目20番18地先まで
市原市道16号線	市原市千種海岸10番2地先から青柳一丁目17番1地先まで
市原市道9142号線	市原市青柳一丁目17番1地先から千種一丁目16番3地先まで
八千代市道八千代工業団地1号線	八千代市大和田新田920番5地先から628番2地先まで
八千代市道勝田台北口・下高野線	八千代市村上1,946番100地先から上高野434番19地先まで
八千代市道村上1号線及び八千代市道村上47号線	八千代市村上4,029番5地先から1,946番100地先まで
君津市道北子安東山線	君津市北子安888番3地先から887番3地先まで
君津市道大岩線	君津市大岩288番5地先から235番2地先まで
浦安市道5号線	浦安市富岡4丁目4番2地先から鉄鋼通り1丁目2番地先まで
浦安市道第11—40号線	浦安市港1番地先から30番地先まで
浦安市道第11—41号線	浦安市港56番地先から77番1地先まで
浦安市道第11—42号線	浦安市港14番地先から73番地先まで
浦安市道12—2号線	浦安市千鳥11番地1地先から10番地2地先まで
浦安市道幹線6号線	浦安市舞浜3丁目18番4地先から千鳥9番地1地先まで

柏市道20172号線	柏市新十余二3番1地先から船戸1,703番1地先まで
柏市道20198号線	柏市中十余二419番6地先から柏の葉五丁目3番地先まで
柏市道20211号線	柏市正連寺462番11地先から新十余二3番1地先まで
柏市道80195号線	柏市鷲野谷1,027番15地先から若白毛1,124番6地先まで
柏市道80199号線	柏市鷲野谷1,027番5地先から金山1,000番地先まで
市原市道11号線	市原市岩崎1,072番3地先から岩崎二丁目20番18地先まで
市原市道16号線	市原市千種海岸10番2地先から青柳一丁目17番1地先まで
市原市道9142号線	市原市青柳一丁目17番1地先から千種一丁目16番3地先まで
八千代市道八千代工業団地1号線	八千代市大和田新田920番5地先から628番2地先まで
八千代市道勝田台北口・下高野線	八千代市村上1,946番100地先から上高野434番19地先まで
八千代市道村上1号線及び八千代市道村上47号線	八千代市村上4,029番5地先から1,946番100地先まで
君津市道北子安東山線	君津市北子安888番3地先から887番3地先まで
君津市道大岩線	君津市大岩288番5地先から235番2地先まで
浦安市道5号線	浦安市富岡4丁目4番2地先から鉄鋼通り1丁目2番地先まで
浦安市道第11—40号線	浦安市港1番地先から30番地先まで
浦安市道第11—41号線	浦安市港56番地先から77番1地先まで
浦安市道第11—42号線	浦安市港14番地先から73番地先まで
浦安市道12—2号線	浦安市千鳥11番地1地先から10番地2地先まで
浦安市道幹線6号線	浦安市舞浜3丁目18番4地先から千鳥9番地1地先まで

四街道市道大日1号線	四街道市大日萱橋台地先から大日萱橋地先まで
四街道市道鹿放ヶ丘半台2号線	四街道市鹿放ヶ丘446番地先から493番12地先まで
四街道市道大日萱橋台26号線	四街道市大日地先から大日萱橋台地先まで
袖ヶ浦市道勝下清水頭線	袖ヶ浦市長浦580番119地先から蔵波台一丁目27番地先まで
袖ヶ浦市道蔵波台一丁目15号線	袖ヶ浦市蔵波台一丁目27番地先から今井一丁目1番33地先まで
印西市道00—015号線	印西市牧の台一丁目1番1地先から牧の台二丁目1番3地先まで
印西市道00—023号線	印西市牧の原五丁目11番23地先から牧の台一丁目1番1地先まで
印西市道00—024号線	印西市原一丁目1番6地先から牧の原五丁目11番23地先まで
白井市道00—001号線	白井市河原子345番1地先から354番3地先まで
白井市道00—003号線	白井市河原子354番3地先から中富塚1番地先まで
白井市道00—004号線	白井市富塚791番17地先から中191番3地先まで
白井市道00—005号線	白井市河原子307番2地先から226番1地先まで
白井市道00—101号線	白井市中98番11地先から73番1地先まで
白井市道00—102号線	白井市中191番3地先から148番1地先まで
白井市道00—103号線	白井市河原子320番地先から359番1地先まで
白井市道00—104号線	白井市名内383番地先から河原子364番16地先まで
白井市道00—105号線	白井市平塚2,668番3地先から河原子368番4地先まで
白井市道08—007号線	白井市中436番4地先から80番7地先まで
白井市道08—009号線	白井市中98番15地先から437番7地先まで
白井市道08—010号線	白井市中80番9地先から98番1地先まで
白井市道08—011号線	白井市中98番25地先から98番60地先まで
白井市道09—009号線	白井市名内1番1地先から342番7地先まで
白井市道13—001号線	白井市平塚2,668番22地先から2,802番3地先まで

四街道市道大日1号線	四街道市大日萱橋台地先から大日萱橋地先まで
四街道市道鹿放ヶ丘半台2号線	四街道市鹿放ヶ丘446番地先から493番12地先まで
四街道市道大日萱橋台26号線	四街道市大日地先から大日萱橋台地先まで
袖ヶ浦市道勝下清水頭線	袖ヶ浦市長浦580番119地先から蔵波台一丁目27番地先まで
袖ヶ浦市道蔵波台一丁目15号線	袖ヶ浦市蔵波台一丁目27番地先から今井一丁目1番33地先まで
印西市道00—015号線	印西市牧の台一丁目1番1地先から牧の台二丁目1番3地先まで
印西市道00—023号線	印西市牧の原五丁目11番23地先から牧の台一丁目1番1地先まで
印西市道00—024号線	印西市原一丁目1番6地先から牧の原五丁目11番23地先まで
白井市道00—001号線	白井市河原子345番1地先から354番3地先まで
白井市道00—003号線	白井市河原子354番3地先から中富塚1番地先まで
白井市道00—004号線	白井市富塚791番17地先から中191番3地先まで
白井市道00—005号線	白井市河原子307番2地先から226番1地先まで
白井市道00—101号線	白井市中98番11地先から73番1地先まで
白井市道00—102号線	白井市中191番3地先から148番1地先まで
白井市道00—103号線	白井市河原子320番地先から359番1地先まで
白井市道00—104号線	白井市名内383番地先から河原子364番16地先まで
白井市道00—105号線	白井市平塚2,668番3地先から河原子368番4地先まで
白井市道08—007号線	白井市中436番4地先から80番7地先まで
白井市道08—009号線	白井市中98番15地先から437番7地先まで
白井市道08—010号線	白井市中80番9地先から98番1地先まで
白井市道08—011号線	白井市中98番25地先から98番60地先まで
白井市道09—009号線	白井市名内1番1地先から342番7地先まで
白井市道13—001号線	白井市平塚2,668番22地先から2,802番3地先まで

	で
白井市道13—003号線	白井市平塚2, 668番6地先から2, 688番7地先まで
白井市道13—004号線	白井市名内327番3地先から平塚2, 616番5地先まで
白井市道13—007号線	白井市名内335番6地先から330番1地先まで
富里市道3—0206号線	富里市富里第二工業団地区画整理事業14街区1番地先から5街区6番地先まで
富里市道3—0207号線	富里市富里第二工業団地区画整理事業5街区6番地先から4街区7番地先まで
山武市道田越松尾1号線	山武市松尾町富士見台208番97地先から208番36地先まで
山武市道富士見台2号線	山武市松尾町富士見台208番36地先から208番78地先まで
酒々井町道1B—166号線	印旛郡酒々井町本佐倉18番5地先から上本佐倉85番1地先まで
芝山町道02—005号線	山武郡芝山町岩山1, 340番11地先から1, 340番5地先まで
芝山町道2BL—0061号線	山武郡芝山町大台3, 076番1地先から3, 155番1地先まで
芝山町道3BL—0162号線	山武郡芝山町宝馬219番1地先から232番1地先まで
芝山町道4BL—0029号線	山武郡芝山町香山新田56番3地先から60番6地先まで
芝山町道4BL—0079号線	山武郡芝山町香山新田56番1地先から56番3地先まで
横芝光町道I—1号線	山武郡横芝光町姥山483番1地先から遠山409番5地先まで
横芝光町道B212号線	山武郡横芝光町長山台1番2地先から1番14地先まで
横芝光町道E249号線	山武郡横芝光町篠本字打越堰1, 339番4地先から篠本根切20番地先まで
千葉港（千葉港区）臨	千葉市中央区中央港1丁目地先から中央港1丁

	で
白井市道13—003号線	白井市平塚2, 668番6地先から2, 688番7地先まで
白井市道13—004号線	白井市名内327番3地先から平塚2, 616番5地先まで
白井市道13—007号線	白井市名内335番6地先から330番1地先まで
富里市道3—0206号線	富里市富里第二工業団地区画整理事業14街区1番地先から5街区6番地先まで
富里市道3—0207号線	富里市富里第二工業団地区画整理事業5街区6番地先から4街区7番地先まで
山武市道田越松尾1号線	山武市松尾町富士見台208番97地先から208番36地先まで
山武市道富士見台2号線	山武市松尾町富士見台208番36地先から208番78地先まで
酒々井町道1B—166号線	印旛郡酒々井町本佐倉18番5地先から上本佐倉85番1地先まで
芝山町道02—005号線	山武郡芝山町岩山1, 340番11地先から1, 340番5地先まで
芝山町道2BL—0061号線	山武郡芝山町大台3, 076番1地先から3, 155番1地先まで
芝山町道3BL—0162号線	山武郡芝山町宝馬219番1地先から232番1地先まで
芝山町道4BL—0029号線	山武郡芝山町香山新田56番3地先から60番6地先まで
芝山町道4BL—0079号線	山武郡芝山町香山新田56番1地先から56番3地先まで
横芝光町道I—1号線	山武郡横芝光町姥山483番1地先から遠山409番5地先まで
横芝光町道B212号線	山武郡横芝光町長山台1番2地先から1番14地先まで
横芝光町道E249号線	山武郡横芝光町篠本字打越堰1, 339番4地先から篠本根切20番地先まで
千葉港（千葉港区）臨	千葉市中央区中央港1丁目地先から中央港1丁

洲9号取付道路	
千葉港（千葉港区）臨 港交通施設（道路）出 洲10号取付道路	千葉市中央区中央港2丁目地先から中央港2丁 目地先まで
千葉港（千葉港区）臨 港交通施設（道路）出 洲11号取付道路	千葉市中央区中央港2丁目地先から中央港2丁 目地先まで
千葉港（千葉港区）臨 港交通施設（道路）旧 千葉港庁舎進入道路	千葉市中央区出洲港地先から出洲港地先まで
千葉港（千葉港区）臨 港交通施設（道路）袖 ヶ浦2号道路	袖ヶ浦市北袖地先から北袖地先まで
千葉港（葛南港区）臨 港交通施設（道路）中 央地区1号臨港道路	船橋市潮見町22番地先から潮見町22番地先まで
千葉港（葛南港区）臨 港交通施設（道路）中 央地区3号臨港道路	船橋市潮見町23番地先から潮見町24番地先まで
成田市の管理する道路 （市道を除く。）	成田市新泉33番2地先から東和泉字境前443番 26地先まで

別 記

第1号様式

（第2条の3第1項第3号オ）

第1号様式の2

（第2条の3第1項第4号キ）

第1号様式の3

（第2条の3第1項第4号ク）

第1号様式の4

（第2条の3第1項第4号ク）

第1号様式の5

（第2条の3第2項第1号）

第1号様式の6

（第2条の3第2項第2号）

洲9号取付道路	
千葉港（千葉港区）臨 港交通施設（道路）出 洲10号取付道路	千葉市中央区中央港2丁目地先から中央港2丁 目地先まで
千葉港（千葉港区）臨 港交通施設（道路）出 洲11号取付道路	千葉市中央区中央港2丁目地先から中央港2丁 目地先まで
千葉港（千葉港区）臨 港交通施設（道路）旧 千葉港庁舎進入道路	千葉市中央区出洲港地先から出洲港地先まで
千葉港（千葉港区）臨 港交通施設（道路）袖 ヶ浦2号道路	袖ヶ浦市北袖地先から北袖地先まで
千葉港（葛南港区）臨 港交通施設（道路）中 央地区1号臨港道路	船橋市潮見町22番地先から潮見町22番地先まで
千葉港（葛南港区）臨 港交通施設（道路）中 央地区3号臨港道路	船橋市潮見町23番地先から潮見町24番地先まで
成田市の管理する道路 （市道を除く。）	成田市新泉33番2地先から東和泉字境前443番 26地先まで

別 記

第1号様式

（第2条の3第1項第3号オ）

第1号様式の2

（第2条の3第1項第4号キ）

第1号様式の3

（第2条の3第1項第4号ク）

第1号様式の4

（第2条の3第1項第4号ク）

第1号様式の5

（第2条の3第2項第1号）

第1号様式の6

（第2条の3第2項第2号）

第1号様式の7
(第2条の3第2項第2号)
第1号様式の8
(第3条の4第1号)
第1号様式の9
(第3条の4第2号)
第2号様式
(第4条第1項)
第2号様式の2
(第4条第2項)
第2号様式の3
(第4条第2項)
第2号様式の4
(第4条の2第1項)
第2号様式の5
(第4条の2第2項)
第2号様式の6
(第4条の2第2項)
第3号様式
(第4条の3第1項)
第3号様式の2
(第4条の3第2項)
第3号様式の3
(第4条の3第3項)
第4号様式
(第5条第3項及び第5項)
第4号様式の2
(第5条の2)
第4号様式の2の2
(第5条の2の2)
第4号様式の2の3
(第5条の2の3)
第4号様式の2の4
(第5条の2の5第2項)

第1号様式の7
(第2条の3第2項第2号)
第1号様式の8
(第3条の4第1号)
第1号様式の9
(第3条の4第2号)
第2号様式
(第4条第1項)
第2号様式の2
(第4条第2項)
第2号様式の3
(第4条第2項)
第2号様式の4
(第4条の2第1項)
第2号様式の5
(第4条の2第2項)
第2号様式の6
(第4条の2第2項)
第3号様式
(第4条の3第1項)
第3号様式の2
(第4条の3第2項)
第3号様式の3
(第4条の3第3項)
第4号様式
(第5条第3項及び第5項)
第4号様式の2
(第5条の2)
第4号様式の2の2
(第5条の2の2)
第4号様式の2の3
(第5条の2の3)
第4号様式の2の4
(第5条の2の5第2項)

第4号様式の2の5
(第5条の2の6)
第4号様式の3
(第5条の3)
第4号様式の4
(第5条の4)
第4号様式の5
(第5条の5)
第4号様式の6
(第5条の6)
第4号様式の7
(第5条の7)
第4号様式の8
(第5条の8)
第5号様式
(第9条の2)
第5号様式の2
(第9条の2)
第5号様式の2の2
(第9条の2第1号)
第5号様式の3
(第9条の2第1号)
第5号様式の4 削除
第5号様式の5
(第9条の4)
第5号様式の6
(第9条の5第1項)
第5号様式の7
(第9条の5第1項)
第5号様式の8
(第9条の5第2項)
第5号様式の9 削除
第5号様式の10
(第9条の6第1項)

第4号様式の2の5
(第5条の2の6)
第4号様式の3
(第5条の3)
第4号様式の4
(第5条の4)
第4号様式の5
(第5条の5)
第4号様式の6
(第5条の6)
第4号様式の7
(第5条の7)
第4号様式の8
(第5条の8)
第5号様式
(第9条の2)
第5号様式の2
(第9条の2)
第5号様式の2の2
(第9条の2第1号)
第5号様式の3
(第9条の2第1号)
第5号様式の4 削除
第5号様式の5
(第9条の4)
第5号様式の6
(第9条の5第1項)
第5号様式の7
(第9条の5第1項)
第5号様式の8
(第9条の5第2項)
第5号様式の9 削除
第5号様式の10
(第9条の6第1項)

第6号様式 削除
第7号様式
（第14条）
第8号様式
（第14条）
第9号様式
（第17条）
第9号様式の2
（第17条）
第10号様式
（第18条）
第11号様式
（第19条第1項）
第11号様式の2
（第19条第2項）
第11号様式の3
（第19条の2第1項）
第12号様式
（第20条第1項）
第13号様式
（第20条第1項）
第14号様式
（第20条の2）
第15号様式
（第26条第1項）
第16号様式
（第26条第2項）
第17号様式
（第26条第3項）
第18号様式
（第27条第1項）
第19号様式
（第27条第2項）
第20号様式

第6号様式 削除
第7号様式
（第14条）
第8号様式
（第14条）
第9号様式
（第17条）
第9号様式の2
（第17条）
第10号様式
（第18条）
第11号様式
（第19条第1項）
第11号様式の2
（第19条第2項）
第11号様式の3
（第19条の2第1項）
第12号様式
（第20条第1項）
第13号様式
（第20条第1項）
第14号様式
（第20条の2）
第15号様式
（第26条第1項）
第16号様式
（第26条第2項）
第17号様式
（第26条第3項）
第18号様式
（第27条第1項）
第19号様式
（第27条第2項）
第20号様式

(第28条第1項)
第21号様式
(第31条)
第22号様式
(第32条)
第23号様式
(第33条)
第24号様式
(第34条)
第25号様式
(第34条の2第1項)
第26号様式
(第34条の2第2項)
第27号様式
(第34条の2第3項)
第28号様式
(第34条の3第1項)
第29号様式
(第34条の3第2項)
第30号様式
(第34条の3第3項)

(第28条第1項)
第21号様式
(第31条)
第22号様式
(第32条)
第23号様式
(第33条)
第24号様式
(第34条)
第25号様式
(第34条の2第1項)
第26号様式
(第34条の2第2項)
第27号様式
(第34条の2第3項)
第28号様式
(第34条の3第1項)
第29号様式
(第34条の3第2項)
第30号様式
(第34条の3第3項)